

平成 21 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 2 日目）

平成 21 年 3 月 5 日（木曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 森 長一郎

副委員長 柳原 清

委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

小嶋 廣司 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 鈴木 学

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

市民課長 小林 安子

税務課長 菅野 敏

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

市民経済部副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

健康課長 岡田 まり子

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

道路公園課長 佐藤 実

収納課参事(兼)収納課長補佐 角田 三雄

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育部副理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育部副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

監査委員事務局長 大友 辰夫

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

---

○松戸議会事務局長

開会前でございますが、福祉部長より、1カ所訂正箇所の説明がございますので、よろしくお願いたします。

○内海保健福祉部長

大変申しわけございませんが、資料9の46ページをごらんいただきたいと思います。

そのページの5の、障害者自動車等燃料・福祉タクシー助成金の欄でございますけれども、合計に誤りがございました。1,438とありますのを、1,465と御訂正お願いしたいと存じます。

これは、療育手帳Aをいただいている方の分なのですが、実は111名の中には27人の施設入所者を含んでございます。その数字を引きますと、最初にあらわした1,438になるのですが、実質的に、ここにあらわれている数字を単純に足し込みますと、先ほど訂正いただきました1,465というふうな数字になります。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いたします。

---

午前9時58分 開議

○森委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

- 議案第22号 平成21年度多賀城市一般会計予算(歳入質疑)1款市税～21款市債

○森委員長

それでは、議案第22号 平成21年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

先日、一般会計の説明が終わっておりますので、これより直ちに質疑を行います。

一般会計歳入歳出予算のうち、まず、財政状況全般にかかわること及び歳入について一括質疑を行います。さきの補正予算特別委員会でも確認しているとおりの、本委員会は予算審査の場であり、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、答弁した内容に誤りがあった場合には、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

それでは、歳入一括質疑を行います。

○昌浦委員

最初に、資料5の54ページ、臨時財政対策債に関してちょっと質問がありますので、まずもってそれが1点と、次に、同じ資料の38ページ、文化財保護補助金のパーセンテージですが、県の補助金が文化財保護補助金の市内遺跡発掘調査に関するパーセンテージです。これが変わったのはどういう要因なのか。それから、三つ目です。これはちょっと確認なのですが、同じ資料46ページの、中小企業資金元利収入、この件でちょっと後で質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、臨時財政対策債でございます。昨年と比較して2億8,830万円、率にして昨年度よりも55.3%増の8億1,000万円になりました。これは、ちょっと今資料としてつかんでいるかどうかわかりかねますけれども、平成20年度の決算から使われる将来負担比率、これをこの21年度の予算を執行しますと、22年度以降、がーんと跳ね上がるのではないかと危惧するところなのです。その辺、財政当局としては、この予算編成に当たって、その辺を視野に入れて、将来的にも負担増は恐らくあると思うのですけれども、いわゆる償還といいますか、可能なのかどうかということをおつくりになったのかどうか、確認したいのですが。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

お答えいたします。

まず、この臨時財政対策債でございますが、御存じのとおり、地方交付税の振りかわり分でございます。したがって、この臨時財政対策債の元利償還金につきましては、後年度100%交付税で補てんされます。措置されるというふうな仕組みになってございます。

したがって、御指摘の財政健全化の判断比率、こちらにつきましては、分母、分子の関係があって、多少の影響はあると考えてはおりますが、基本的には全額交付税で措置されて、相殺されるというような仕組みになっているということで、多少その数字上の影響はあるにしても、大きな影響はないというふうに考えております。

○昌浦委員

それを聞いて安心しました。御説明でも、そういういわゆる含んでおる数字なのだということも理解しておるのですけれども、しかしながら、やはり数字のマジックといいますか、分母、分子がやはり違うのです。その辺あたりが、後年度、どういった影響があるのかというの、これは確認しておかないと、歳入に関しては、私にとっては一番の関心事がそこ

だったので、それを聞いて、影響は微々たるものだというふうな判断でよろしいでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、実際のその償還につきましては、借り入れ条件がまだわかりませんので、具体的な数字が出せないというのが一つございます。

ただ、健全化判断比率に大きな影響はないと見てはいるものの、御存じのとおり、交付税の総額が今後どういうふう to 確保されるかという、そういう部分もございます。そういう意味では、起債には変わらないという部分で、地方、私どもの市だけではなく、地方全体としてはその辺危惧するところかとは思いますが。

○昌浦委員

具体的な、今おっしゃったように、交付税の中でどう反映していくなどというのが見えなかったものですから、ちょっと一言触れたわけです。将来もこの辺は、我々としてもずっと見ていきたいところだと思っているところです。

それでは、38 ページなのですけれども、文化財保護補助金ですが、御説明では 100 分の 40 が 100 分の 20 になったと。これ、御多分に漏れず、県も苦しい台所事情というのでこうなったのだと思うのですけれども、その辺、やはりどういうふう to 県から説明があったのか、その辺、具体的に御説明いただきたいと思います。

○佐藤文化財課長

お答えします。

宮城県の文化財関係の補助につきましては、平成 19 年 10 月に、宮城県行政改革推進協議会から示されました補助金見直し基本方針を受けまして、平成 19 年度の補助事業分から、19 年度については 15%、平成 20 年度については 10%、平成 21 年度については 5%、平成 22 年については廃止ですよという説明を受けております。

○昌浦委員

では、素朴な質問をさせていただきます。本市の友好都市である太宰府市は、あちらの方は何か文化財に関しては、福岡県とか太宰府市は非常に本腰を入れているような気がしてならないのです。その辺、主管課長としてどのようにお考えですか。

○佐藤文化財課長

確かに、各都道府県の補助金を見ますと、太宰府とか三重県におきましては、史跡整備の関係につきましては、太宰府とか三重県につきましては 15% と大きくなっております。また、多賀城市については 3.2% 少なくなっているのですけれども、この辺については、各委員の皆様からも、平成 20 年において陳情して、県や国、国会議員の方たちに陳情していただいておりますので、我々もそれを粘り強く陳情活動を行っていきたくと考えております。

○昌浦委員

幸いなことに、私どもの市長がそちらの方のトップでおられるようでございますので、やはりその辺は、「古きを知って 新しきを知る」、やはり文化財の意義というものを十二分に御理解していらっしゃるようですので、その辺、鋭意、今後もこちらの多賀城市の文

化財のいろいろな保護、それから発掘等々を含めて、予算をがっちりつつかんでいただきたいと思うところでございます。

それでは、最後でございます。46 ページです。中小企業振興資金元利収入、このように節の区分内容では1となっているのですけれども、何か御説明でも、こちらの説明では元金となっているのです。元利収入と元金収入、どう違うのでしょうか。

○高倉商工観光課長

説明では元金収入というふうに話をしたというふうに思いますが。（「ですから、素朴な疑問なのです。こちらに……」の声あり）

○森委員長

まだまだ。済みません。指名していませんので。（「済みませんどうも」の声あり）

○昌浦委員

区分では中小企業振興資金元利収入と私には読めるのですけれども。しかし、説明では元金というような文言になっているのです。元利というのは、元金と利子が入ってくる収入だと私は理解しているのですけれども、説明で元金というのはどうなのですかということを知っているのです。

○高倉商工観光課長

この制度は、補正のときにもお話をいたしましたけれども、市中銀行と中小企業の振興資金の原資を預けておいて、そしてそれを原資として貸し付けをしていただくというふうなことでございまして、実際に市の方に収入として入りますのは、元金分だけでございます。

○坂内市民経済部長

この1節の関係なのですが、誤りでございまして、中小企業振興資金元金収入ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○昌浦委員

上の欄三つは元金収入なのです。モトキンというのですか、私、元金だと思ったのですけれども、モトキンですか。それで、この下になったらいきなり元利となっていて、説明が元金、モトキンとなっているので、これはどういうことなのですかということを知っているのです。

今、ようやくわかりました。「利」というのが、「金」なのですね。その間違いだということでございますね。よろしいですか、それで。

○坂内市民経済部長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

予算編成に当たって、総括的に少しお聞かせ願ひたいと思います。

一つは、国の財政の関係、今日の経済情勢の関係、三位一体改革の関係から含めて、今予算は全体的に厳しい予算であるということを表示されております。こういう観点から、この経済体制というのは、ここ1年で回復することは無理ではないか。そうなりますと、

多賀城の財政についても影響が及ぼしてくるのではないかという観点を見据えて御質問をさせていただきます。

まず一つは、今後の多賀城市の財政見通し、平成 18 年度に財政推計のシミュレーションを出して、緊急再生戦略というものを立ち上げて発表されております。

それとの関係から、今日の状況を踏まえて、多賀城市の今後の中期財政計画がどのように推移していくのか、そういう見通しの集計等があれば示していただきたい。

今回の、先ほど昌浦委員からの質問がありましたけれども、実際には交付税が、説明があったように、臨特債を含めても、差し引いても臨時財政対策債との兼ね合いからいっても、説明があるように、約 3 億 6,000 万円繰り出しをしなければいけない。このお金は、当然ながら財調で賄っていかなければいけない、という仕組みになっていると思います。

前段申し上げたことは、多賀城の財政の状況によっては、財調というものの積立金の関係が大きく関与してくるという観点から、そのことを明らかにしていただきたいという理由です。

もう 1 点は、法人税の還付の問題になっておりますが、歳出との関連があるのですが、予算全体の問題ですのでお聞きしておきたいと思いますが、今回は 8,000 万円の計上をしておりますけれども、私は少なくとも 2 億円以上の還付が発生するのではないかという予測をしております。

であれば、3 億 6,000 万円の財政不足プラス約 2 億円、1 億 2,000 万円ですね、予算を 8,000 万円組んでいますから、私の試算では、約 1 億円の財政欠陥が出てくる。では、これをどこから補っていくのかとなってくると、このままの推移でいけば、財調を取り崩さざるを得なくなる。そうなると多賀城の財調が少なくなる。非常に厳しくなる。

そういう観点で、我々は長期財政というものを見据えながら、どうあるべきかということを考えていくことが、私は大事ではないのかと。歳入面から、その点についてどう見通しているのかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、中期財政計画はあるかという 1 点目の御質問でございます。昨年度から、公的資金の補償金免除繰上償還、そういったことを行うに当たって、中長期的な財政計画を立てて、その上でいろいろ取り組みなさいと。その部分について内部的にはつくってございました。

しかし、今回の平成 21 年度の地方財政計画、先日も御説明いたしました、これまでのここ三、四年の方向と大きく変わってまいりました。先ほどの御質問にもございましたが、臨時財政対策債の大幅な増発、ここ数年来、地方財政計画上では、国と地方が折半して補てんするような財源不足は発生しないということだったのですけれども、この経済情勢になって、21 年度においては 5 兆円を超す財源不足、これを国と地方で折半するということになりました。

その地方分については、特別説明資料の方でも御説明しましたとおり、臨時財政対策債の発行で補うのだということになってございます。

そういった情勢がかなり変わってまいりまして、私ども手元に持ってございました中期財政計画、大幅な見直しは必要だろうというふうに考えております。

したがいまして、今作業中でございますので、今はちょっとお示しできる状況にはないというのが一つございます。

それから、2点目の、財政調整基金の問題でございます。当初予算11億700万円ほどの財政調整基金の取り崩しを予定して予算を編成させていただきました。毎年、ここ数年、8億円を超したり、あるいは7億円台だったりといった、当初予算では多額の財政調整基金の繰り入れを予定して予算編成を行いまして、決算では、何とか、幸いといいますが、財政調整基金を取り崩さずに決算をここ数年間、迎えることができております。

その中には、毎回御説明申しておりますが、年度途中に起債の財源が足りたりといったようないろいろな要因がございます。

今年度につきましては、財政調整基金11億700万円を取り崩した後の平成21年度末での財政調整基金の残高見込みは、3億円強というような数字で先日御説明させていただきました。

ここにはまだ平成21年度の制度改正で見えてきていない財源については、実はまだ見込んでいない部分がございます。大きなものは、道路特定財源の一般財源化に伴います臨時交付金事業が今回廃止されます。その振りかわりであります新しい交付金の部分については、従来の臨時交付金事業と同じ枠組みで、実は今回、積算の方をさせていただきました。

しかしながら、最近、いろいろ出てきている資料を見ますと、まだ細かい部分が出ていないので、幾らかという数字も、積算もまだできない状況ではありますが、その部分については裏負担分についての起債がどうも認められそうだというようなこともございます。そういった部分については、まだ含みがあるというようなことではございます。

それから、3番目の部分とも関連してまいります法人市民税の還付の問題でございます。当然、法人市民税の還付ということが発生すれば、今組んでおります予算、8,000万円の還付金からまずは充当します。それでも足りなければ補正予算を組ませていただいて、財源的には基本的に財政調整基金からの繰り入れということになろうかと思っております。

そういう意味では、現在、その3億円の財政調整基金残高を見込んでおりますので、その中からやりくりをするということになろうかと考えております。

#### ○竹谷委員

1点の、財政計画については、それなりにやっておりますけれども、現段階、急激な変動によってもう一回見直ししなければいけないということでもありますなら、それはそれとしておかなければいけないだろうと。それ以上お聞きしても、答えは出てこないと思っておりますけれども。

お願いをしたいのは、そういう事態に遭遇したときに、いち早くそういう体制に着手をして、多賀城の財政のあり方論というものについて、当局としての指針を早急に決めて、発表するべきではないのかというふうに思っております。

なぜ、私、それまでお話しをするのかというと、朝日新聞だと思っておりますが、県の新年度予算に当たってのコメントが載っておりました。「支出膨張 基金はほぼ底をつく」という、ごらんになっていると思います。こういう県の財政事情からいけば、当然、我が多賀城市としても県に頼ってられない面が出てくる。そうなってくれば、みずからがみずからのまちづくりをしていくなり、みずからが財政をどうやっていくかということを考えていかなければいけないのではないか、という思いがあったものですから、ちょっと質問させていただきましたけれども、平成18年に推計ビジョンを出しておりますので、これで今後どんなふうな、今、どういうふうに変化して、今の情勢でどうなっていくのかということ、やはり早急に検討して、これは出していただきたいというふうに思います。

私がなぜそれを言うかと申し上げるのは、市全体の考え方として、金がない、ないの議論ばかりしていると、市民が萎縮するところがありますので、どう市民の要望にこたえるための長期的財政ビジョンをつくっていくかと。そのことの視点が大事ではないかというふうに思っております。

3点しかお聞きできませんので、まずその辺が一つ。

それから、わかりました。3億6,000万円の不足については、今後、国の新年度予算が決まり次第、具体的にいろいろなものがついてくると、そうなってくると、ある程度解消してくるのではないかという見通しがあるというふうなお話ですので、現状の国の動向を見れば、そういう答えしか出てこないのかと思いますので、それはできるだけ早急につかみつつ、多賀城の財政の健全化を求めていきたいと思えますし、できるだけ市民サービスに活用した財政の効率的運用を図っていくように、財政を担当している部署においては、配慮していただきたいというふうに思います。

財調の問題はこれとも関連がありますので、ただ、私は、財調はある程度、この程度は財調として持っておかなければいけないという基本的な枠が大事ではないかと思うのです。3億円しかない、3億円幾らしかないけれども、還付金がくれば、これから崩していけばいいのだという発想ではなく、多賀城市全体の財政運営をどうしていくかということになれば、補正予算でもちょっと論議しましたけれども、全体像の中で、こういう緊急態勢のときは、全体像の中で、中期的な財政のあり方論からいけば、今やるべきことと、ちょっと待っていただくことと、やはり考えあわせていかなければいけないのではないかというふうに思うのですけれども、その辺の基本的考えは、財政担当としてどのようにお持ちかお伺いしたいと思います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

財政調整基金につきましては、現在約14億円ほどございます。新年度で11億700万円ほどの取り崩しというふうな状況でございます。

財政調整基金、いろいろな不意の出費に備えての基金でございますので、できるだけ確保したいというのは、まず財政担当としての思いでございます。

ただ、基金全体の部分も多賀城市としてはまずございますので、その辺も含めて、将来的にいろいろ考えていく必要もあるのかというふうには思っております。

ただ、このように、特に平成21年度におきましては、国の方の制度の改正もかなりございまして、当初予算から見込めない財源というのもかなりございました。そういう意味では、例年になく財政調整基金の取り崩し額が大きくなっているということは、一つあると思います。

○竹谷委員

多分そう出るのではないかと。基金全体というものの考え方、わからないことはないのですが、余りあり過ぎて分散したのも事実なのです、基金、過去をたどれば。そして、その基金は目的別基金にしたはずです。であるとすれば、あなたのおっしゃるようなことを想定するとすれば、今の各基金条例の改正をしていかなければ、使用はできないのではないかと。いろいろ、教育の関係は関係で大分幅広く使うようにしたようですけども、あれでも、私は前に指摘したのですけれども、そうやるなら、財調なりに組み替えて、きちんとやった方がよろしいのではないかという意見は持っております。

ですから、条例をそのままにして、ただ取り崩すといいますか、崩していくのではなく、やはり資金の性格をきちんとしながら、総体的に考えるのであれば、そういう考え方に切りかえることが大事ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

基金に関しましては、財政調整基金以外はすべて特定目的基金でございますので、その設置目的が当初からございます。それに応じた使い方というのが限定されております。

ただ、設置された当時の社会状況と現在の状況が大きく変わってきている部分も否定できない部分だと思いますので、やりくりだけの部分だけではなくて、基金の設置目的そのものも含めて、今後はそういう部分も見直す必要が、そういう時期にも来ているのではないかとということで、すぐに再編するとかそういうことではないのですけれども、そういうふうにいるいろいろな環境の方も社会情勢も変わってきているのだということだと思います。

○竹谷委員

この問題で後まだ移しますけれども、要は、私が今質問させていただいてわかりました。

私は、やはり多賀城の財政のあり方論、先ほどから申し上げますけれども、そういう原点に立っても、みんなが共通の認識で当たっていくことが大事ではないかと。担当だけそう思い込んで、全体がそういうふうな雰囲気になっていかなければ、私はなかなか至難のわざではないかと。

それと、もう一つは、市民のサービスということを中心にして、財政の配分をしていくのだということを中心にして、財政計画も立てていくことが大事ではないのかというふうに思っている立場から、そういう思いがしているのですけれども、ひとつそういう点も、全体歳出では後でまたお話しさせていただきたいと思いますが、歳入の財政計画の面については、ぜひともその辺を視点を置いて努力をしていただきたいということ、まずお話をさせていただきたいと思います。

○金野委員

40ページの、今、竹谷委員がおっしゃいました基金の利子及び配当金についてお伺いいたします。今、大変に財政運営が厳しい中、本当に職員の皆様、大変御苦労さまです。当市も、普通貯金、定期預金等の利子を生み出そうとしている担当職員の方々におかれましては、本当に御苦労されていると思います。

そこで、本市の各種基金の運用状況についてお伺いします。1から7項目まであるのですけれども、財政調整基金を初め各種基金の管理運用状況と本市の各種基金は定期、普通預金、どのくらいの割合で管理されているのかお伺いいたします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

各種基金の現金につきましては、基本的に定期預金で運用をしております。

○金野委員

その定期預金ですけれども、このいろいろな1から7項目のある間に、名義はどなたなのか、もし差し支えなければ、そして、あと1カ月、2カ月、1年定期なのか、説明をお願いいたします。（「各基金の項目別ですか」の声あり）いやいや、大きいところでもいいです。1番と7番。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

定期預金の名義は会計管理者になります。

それから、定期の期間につきましては、それぞれ基金の運用状況、取り崩す時期がござい  
ますので、例えば3カ月定期、半年定期、1年定期というようなことで、それぞれ基金の目  
的に応じて運用をしております。

ただ、昨今の金利情勢から見ますと、余り長期には持てない状況にあるというふうに考え  
てございます。

○金野委員

管理者というのは市長のことなのでしょうか。（「私でございます」の声あり）わかりま  
した。

○竹谷委員

今度は市長公室長、あなたが今回の予算総括説明で、「厳しい予算だ」と言いながらも、  
「特殊要因を除けば2億8,000万円程度の積極型予算とも見られる」という御説明をいた  
だきました。その内容は、どういう内容で積極的予算という説明の用語になったのか。あ  
なたが発言したので、あなたに聞きます。

いいですか、あともうちょっとあるのですけれども、1件にしてください。

○伊藤市長公室長

説明の中ではそのようにお話ししてございまして、宮城東部衛生処理組合の負担金の減で  
あるとか、起債の繰り上げ償還などによって、その2億8,000万円ほどの積極型予算であ  
るということで、まず、その妊婦健診の拡大であるとか、乳幼児医療の年齢の拡大である  
とか、こういったところに積極的に予算を配分したということ、そのように申し上げま  
した。

○竹谷委員

ちょっとまだ国の予算の方を見ておりませんので、少なくとも国策としてもこの問題は取  
り上げたはず。新年度予算か第2次補正かわかりませんが、これは盛り込まれるはず  
です。

ですから多賀城市としての積極予算ではない。少なくとも、多賀城市も積極予算かもしれ  
ませんが、それは国の施策に基づいてやってきたと、私はそういうふうに認識しておた  
のです。なぜ私はこういうふうに置きかえたかという、歳出全般を見させていただきました。  
義務的経費と一般行政経費、もう既にわかっていると思います。91.3%、普通、積  
極的な予算編成という、どちらかという市民サービス、いわば道路整備等々を含めて、  
いろいろな面での市民に、妊婦も市民ですけれども、そういう限定ではなく、多くの皆さ  
ん方に目が届くような、恩典をこうむるような施策であるというのであれば、私はそのこ  
とがいいと思うのですけれども、少なくとも今言った要因であれば、今回の予算ではその  
辺を含めて編成に当たったという説明の方が、妥当性があるのではないかとこのように思  
うのですけれども、あなたの言葉じりをつかまえてそう言うのは、甚だ恐縮なのですけれ  
ども、言葉の使い方としては、その方が私は妥当性があるのではないかとこのように思う  
のですけれどもいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

言葉の使い方は、どう言ったらいいのかというのは、まずちょっと置いておきまして、今回は、国の制度によらないその乳幼児医療の拡大であるとか、それから、市長が申し上げております安全・安心の分野でも、その山王地区公民館の耐震改修事業であったり、その山王地区公民館の本館の問題であったり、それから脳検診の助成の事業であったりというふうに、積極的に組ませていただいたということで、そういう表現をした次第でございます。

○竹谷委員

いや、あなたの苦しい内はわかるのです。少なくともちょっと素直にやった方がいいと思うのです。現実的に。確かに、歳出でいろいろまた出てくると思いますし、私も若干気になるものもあります。ですけれども、積極予算というものの言い方は、少なくとも 170 億円以上、180 億円なり 185 億円程度、多賀城市は大体 170 億円前後程度がちょうどいいだろうということですから、私は普通の財政規模ではないかと。ですから積極型予算編成ではないと。

ただ、その中で、重点的に福祉の事業、いわば妊婦、少子化対策というものに意を用いた編成をしたというならわかるのですけれども、その辺やはり、ちょっとこれから説明のときは気をつけた方がいいのではないのかというのが私の思いです。副市長、何かあれば。あなたは言いたいような顔をしていますから。

○鈴木副市長

これは、全体の予算を見れば、特殊要因を含めれば予算が縮んでいる。しかし内容を見ると、いわゆる自由裁量を持って使える金額については 2 億円いかほどかふえているということでございます。

それで、今までは、毎年、毎年予算規模が、実質予算規模が下がってきておりました。毎年、毎年、厳しい予算案だということを申し上げてきていまして、今回は初めて前年度よりも実質、随意に使える、自由に使える金額を上げたという意味合いで、「積極的に組ませていただきました」ということのお話をさせていただいたと。そういう趣旨だと思っております。御理解をいただきたいと思えます。

○竹谷委員

わかりました。ただ、私の言ったことも御理解をしていただければというふうに思います。これ以上はいいです。

それで、先ほどの財政全般の話をちょっとさせていただきます。このままですと、先ほど歳出で言いました。義務的経費と一般行政費、91.3%ということですね。多賀城の 170 億円の中で、ほとんどやるのが、この財政できりぎり舞いだということになってしまわないかと。

それで、多賀城財政をこれからもっと健全的にやって、市民サービスを求めていくなれば、箱物は要らないと思えますけれども、少なくとも環境の整備をしていかなければいけない。少なくとも今後、今、計画、構想にある工業用地の問題からいけば、交通アクセスの問題で新田高崎線及び北福室線の問題が浮上してくる。補助金は来るにしても、起債が来るにしても、少なくとも手持ち金をもっともつとふやしていかなければいけないという問題が発生してくるのではないかと。

そうすると、このような今の歳出比率では、私は問題があるのではないのかと。これを改善していかなければいけないのではないかと。かといって、安易に民間委託だけ求めている

くことも問題はある。この辺をどう考えていくのかというのは、私は大事ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。（「歳出にかかわることですね。義務的経費の内容なので」の声あり）済みません。予算全般にかかわることになりますので、済みませんが、お取り計らいのほどお願いいたします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、義務的経費、予算の中での構成比、平成 21 年度当初予算では 50%を超えております。人件費で 22%、扶助費で 15%、公債費で 12.8%、これは議案資料 9 の 6 ページに記載がございます。

これは決算のときにも常々御説明させていただいております経常収支比率、限りなく 100 に近い、ちょっと前までは超しております、少し減少傾向にございます。

やはり義務的経費の部分、特に少子高齢化対策、あるいはその社会保障費の自然増の部分、これが地方財政計画にも反映されておりますが、多賀城市におきましてもやはりこの扶助費の部分が伸びております。

また、公債費につきましては、減少傾向にはございます。今年度の予算でも減っております。プライマリーバランスの黒字化に取り組んでおりまして、公債費の部分については縮減傾向にはあるものの、先ほど申しましたとおり、交付税の不足分が起債という形で振り替ってきております。この傾向は、きっとこの経済情勢が続く中では、同様の傾向が続くのかなというふうに予想はしております。人件費につきましては、削減努力をしております、御存じのとおり、各種手当の削減等によりまして、あるいは職員定数の減に伴いまして、こちらも少なくはなっております。しかしながら、この数字のとおり、義務的経費だけで半分でございます。

投資的経費につきましては、特に、平成 21 年度予算については、先日の補正予算のときにも御説明申し上げましたが、各種学校関係の耐震関係、これは 20 年度の国の補正予算も活用させていただきながら、前倒しになっておりますので、本来、投資的経費の中に予定をしておいたものが、実は 20 年度分に前倒しになっているので、こういった構成比だけで見ますと、ちょっと縮んでいるというような印象はありますけれども、20 年度の補正予算も含めると、その分、やらなければならないことを前倒しにやっているという部分はありますので、その分御理解いただきたいと思っております。

○竹谷委員

その辺は理解しているのです。そうなりますと、この間の補正予算と今回の予算、通年予算という見方をすれば、どういう規模でどうなっているのかという問題に展開してくると思うのです。

であれば、そういう物の見方であれば、少なくともそういう見方をしながら、この予算を計上していった、編成したということ、やはり説明段階できちんとしておかないといけないと思っております。私はそう思うのです。

それが、今、国会で騒がれているように、3 段予算だとか、4 段予算だとかと騒がれている。少なくとも国の経済政策に基づいてこれもやったという発想であれば、物の発想としてこう考えれば、こういう見方で見れば、こうなりますという説明は、私はしておくべきではないのかというふうに思うのですけれども、今回はここまで来ていますからあれですけれども、今後もしこういう緊急事態が出るとするならば、そういう見方も一つの方法ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今回の予算につきましては、今、委員御指摘のとおり、平成 20 年度の補正予算で前倒ししたものの、それから 21 年度で組んでいるもの、これらを含めてごらんいただければ、まさに積極型の予算だというふうに言えると思います。

そういう意味では、今後そのような説明、工夫してまいりたいと思います。

○竹谷委員

一つ、これは私の思いですけれども、今後、多分、扶助費は相当上がってくるのではないかと、占める割合が、少子高齢対策というものでくると、どうしてもそこは扶助費に、区分としてはそこに行くのではないかと。

では、ここで 170 億円程度の予算で、ではどこを削られるのかと。どこを効率よくやって、今言った道路整備とかそういうものに回せる予算を生み出すかとなってくると、一般行政費にならざるを得ない。では一般行政費にはどうメスを入れていくのかということ、これまた市民との合意が必要になってくると私は思うのです。

そういう意味では、もっともっと多賀城市の財政というものをもっと明らかにしながら、だからこうしなければいけないのだという、だからこうしたいのだというものを、私は市役所から発信をしながら、市民の皆さん方に御理解をいただくような活動が私は大事ではないかと思っているのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

委員おっしゃるとおりだと思います。

○佐藤委員

5 番の 52 ページです。雑入のところ、28、情報処理機器売払金の、データ消去の上、事業所かどこかに売り払うということだったのですが、市民向けには考えられるのですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

パソコンの耐用年数を経過した処分につきましては、こちらでそのデータを処理後、データ消去後に専門のその業者の方に処分を依頼するわけですが、実際、6 年、7 年使ったパソコンでございまして、なかなか、その一部の部品は取り出して使えますけれども、パソコン本体そのものはもうほとんど使えないというような状況で考えてございまして、なかなかその市民向けには提供というのは難しいかと思っております。

○佐藤委員

わかりました。

次、29 番なのですが、切手シートを、非常にグッドアイデアだと思うのですが、これには貞山堀のデザインされたものなどは入っていますか。

○高倉商工観光課長

ぜひ考えてみたいと思います。

○佐藤委員

よろしく願いいたします。素敵なものを考えていただきたいというふうに思います。

それから、同じページで、児童福祉の、浮島保育所の新築のところ、一時保育も考えられたり、あるいは定員も10人ぐらいふやすということで、大変前向きでいいというふうに思うのですが、このところで、ここの部分で、病後児保育などということはいかがだったのでしょうか。

○小川こども福祉課長

病後児保育の分については、今のところ検討に入っておりませんでした。

○佐藤委員

実は、国の方の補正2次予算の中で、「安心子ども基金」というのが1,000億円計上されていて、通りましたので、それが県においてくるのだそうです。その県では、各自治体の申請に応じて分配するというような仕組みのようでして、保育所から学童保育からいろいろ使えるようなのです。学童保育の件では一般質問でも巻原委員がしていますけれども、古くて、狭くて、子供たちが、すし詰めは認めなかったようですけども、大変混雑した中で保育されているということでは、やはり改築なり増築なり必要なことだというふうに思うのです。病後児保育の方も、お母さんたちの方の要求は相変わらず根強いものがありますので、ぜひそういう意味では、方針を立てながら、県の方に要求していただいて、事業に取り組んでいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○小川こども福祉課長

先ほど、「安心子ども基金」の関係、今、国の2次補正の中で取り上げられている基金でございまして、これを受けまして、県の方で、今現在、この基金の受け皿となる基金条例を県の議会の方に提案されている状況です。

その中で、その基金の使い方の部分については、まだ具体的に、ただ、今まで来ている国からのあれを見ますと、ほとんどが民間施設がその施設を整備したりなどする場合に使われる、保育所関係などは特にそうですけれども、先ほどの留守家庭の関係については条件がございまして、新設は認められておりません。今の段階の情報として入ってきているのは、小学校の空き教室を改造する場合の改造資金としては使えるということで、新設とかそういう部分についてはどうも使えないような形での内容のようでございます。

あと、先ほどの病後児保育の部分については、実際、今回浮島保育所の方では一時保育等々をやられるわけですけども、やはりここに雇用条件とか保健師もしくは医者との連携の雇用とか、そういう部分についても絡んできますので、浮島保育所さんの方にはそういうこともちょっと、部屋の今の計画の中でできるのかどうかという問題も踏まえて、ちょっと検討してみたいというふうに思います。

○佐藤委員

ありがとうございます。使えるような県のその基金の中身を見ながら、適切な計画を立てながら、前進していくようによろしくをお願いをしたいと思います。（「答弁はいいのですか」の声あり）はい。

○藤原委員

一般財源の確保の問題と、それから義務教育費の国庫負担の問題と、シルバーワークプラザに対する雑入でしたか、3点お聞きしたいと思います。

まず、一般財源の確保の件ですが、'09年度・平成21年度予算編成の特徴というのは、80年ぶりの金融危機の中で、政府がさまざまな景気対策を打ち出す中でやられていると。

そういう中で、耐震化も一気に進みましたし、子育て支援の一定の前進もありました。そういう中で、一本柳にいよいよ手をつけるという点が最大の特徴ではなからうかというふうに思います。

それで、一般財源確保の関係で、工業団地化の問題について若干お聞きしますが、従来は、去年の今ごろは、市長はどのようなことを言っていたのかといいますと、2月6日の宮城県の市長会議で、「知事に頼まれた」ということを盛んに言っていたのです。ところが、先ほどの一般質問になりましたら、「いや、知事に頼まれたからやるのではないのだ。一般財源の確保のためだ」というように、答弁の中身が大分変わってきているというように思うのですが、この工業団地化は一般財源の確保を目指したものだというふうに理解してよろしいのかということ、まず確認したいと思います。

○伊藤市長公室長

将来にわたる一般財源の確保というものを目指して取り組んでございます。

○藤原委員

一般財源の確保を目指してやるという事業であるならば、多賀城はなぜ一般財源が厳しくなっているのかということをよく分析する必要があると思うのです。確かに、経常収支比率を見ますと、平成19年度の決算資料及び一本柳の説明資料の中でも、経常収支比率が掲載されているのですが、平成15年には92.0、16年度は97.1、17年度は100.3、18年度が100.0、19年度が99.5と、決算資料からはこういうふうな経常収支比率となっております。

特に、ぐっと上がったのは、平成15年度から16年度にかけてなのです。皆さん方は、多賀城が高齢化社会になると、だから大変だと、高齢化社会になる、だから一般財源が不足、そういうことばかり言っているのですが、一体この15年度から16年度に高齢化が一気に進んだのかどうか。なぜこういうふうに92.0から97.1に急激に経常収支比率が上昇したと、その後、ずうっと100%近くになっているのですが、この理由についてはどういうふうに見ているのですか。高齢化社会のためですか。

○伊藤市長公室長

決してこの比率が悪化したのは高齢化によるものではなく、国の三位一体改革等による影響が大きいのかというふうに考えてございます。

○藤原委員

だれでもそう思いますね。私は、あと一つ、あえてつけ加えれば、三位一体改革による交付税の大幅な減があったと、それが一つ。

もう一つ、あえてつけ加えれば、元金を20億円返している中で、新たな起債を10億円しか使わないとすると、10億円がいわば一般財源持ち出しになるわけです。20億円返して、20億円を借りるとすれば、まあそれは置きかえになるのですけれども、現局面、急に予算を収縮させたものですから、そういう意味で一般財源の充当がどうしても大きくならざるを得ないという問題があります。ただ、この問題については12月議会で財政担当者と議論しまして、返す枠内で、使えるものは大いに使いたいということなので、これについては今は問いません。

それで、三位一体改革というのは、結局自治体に何を及ぼしたのかと。税金も来たけれども、補助金も削られたりなどして、それは余りその分野では変わらなかったと。ですけれども、結局は交付税減ということだけが残ったのですね、三位一体改革というのは。

平成 19 年度決算によると、15 年度の交付税と 19 年度の交付税の差額、これはいわゆる臨時財政対策債を含めたものとして言うと、私は 8 億 6,000 万円の差があったというふうに思っているのですが、その認識は正しいのですか。

○伊藤市長公室長

その数字的なものについては、財政経営担当補佐の方から回答させます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

平成 19 年度決算数値でございませうか。済みません。（「はい」の声あり）済みません。今ちょっと手元に資料ございませんでしたので、後で確認させていただきたいと思います。

○藤原委員

私うそは言いませんから。皆さんが出した資料で、平成 15 年度の交付税は 30 億 4,000 万円だったのです。そして、臨時財政対策債は 12 億 6,000 万円で、合わせて 43 億円です。それから 19 年度決算、交付税が 28 億 8,000 万円、それから臨時財政対策債が 5 億 6,000 万円、合わせて 34 億 4,000 万円。ですから差し引くとその 8 億 6,000 万円が減っているのです。

ところが、皆さん方は、なぜ一本柳かというその説明をするときに、なぜ多賀城がこれほど厳しくなったのかということについて、いわゆる三位一体改革だったという話は一言も書いていない。とにかく高齢化社会になるから一般財源が足らなくなるのだという話しかしていません。

一本柳で第 1 次工事をやっているでしょう。100 億円投資して、税収は 4 億円ふえるけれども、交付税が 3 億円減るので、100 億円投資して 1 億円しか一般財源は生まれないのです。ですから、8 億円の一般財源を確保しようと思ったら、膨大な設備投資をしなればいけないのです。

ですから、多賀城市の一般財源を確保する本筋はどこにあるのかと、本筋は。それは工業団地ではないのです。やはり三位一体改革の見直しをやってもらって、交付税をきちんと戻してもらおうということこそが、多賀城市で一般財源をきちんと確保する本筋の議論だと。工業団地化は付録なのだと、プラスアルファだと、私はそう思うのですけれども、皆さん方は全然そういう認識がないような感じがするのです。私の意見について、室長なり、あるいは市長なり、どういうふうにお考えなのかお尋ねいたします。

○伊藤市長公室長

藤原委員おっしゃるとおりの部分もあろうかと思えます。交付税をもとのように戻していただければ、これはかなり財政の見通しというものも明るくなるのかとは思いますが、今のところ、国の方向性としては、どうも交付税がもう縮小していくという傾向にありますから、その中で多賀城市が生き残っていくためには、どういう道を選ぶべきかということで、一本柳という構想になった次第でございます。

○藤原委員

削られた 8 億円を工業団地で取り戻そうとしても、それはどだい無理な話なのです。100 億円で 1 億円ですよ。800 億円の設備投資をしなければいけないことになってしまうのです。

ですから、私はこれはやはりプラスアルファなのです、工業団地というのは。ですから、そんなにむきになって、工業団地が来なかったら多賀城が破産する、工業団地が成功したら多賀城が何でもうまくというような、そういう大げさな議論をやらない方がいいと私は思うのです。

それで、交付税についてはなかなか厳しいのだという話でした。ですけれども、政府・与党の中に、去年の参議院選挙の、おとしですか、参議院選挙の後に、政府・与党の中に非常に大きな変化が出ているのです。この三位一体改革問題について。

これは私、一般質問のときも市長に紹介したのです。河北新報の 2 月 13 日付の記事なのですけれども、2 月 12 日の衆議院の本会議で、これは多分民主党の議員さんに対する答弁だったと思うのですが、鳩山総務大臣が何と答えているか。「鳩山邦夫総務相は、小泉内閣時代の国、地方財政の三位一体改革について、『失敗の部分がある。地方をここまで苦しめているのは、必ずしも正しくない部分があったと考えている』と批判的な見解を表明した」、大臣ですよ。大臣がそういうことを言っているのです。

そして、最後の方に行くと、「三位一体改革に関し、鳩山氏は、その後の答弁で、『国から地方への税源を 3 兆円を移譲したものの、地方交付税を 5 兆円削減したため、地方の財源不足が深刻化した』と指摘した」と。大臣がこういう認識をしているのです。

ですから、私は、室長の回答というのは、どうも政府の動向の変化に対する機敏性が足りないのではないかという気がするのですけれども、この記事はお読みになりましたか。

○伊藤市長公室長

その記事も承知してございます。

○藤原委員

それから、もう一つ、これは 2 月 26 日の、これは共産党の塩川鉄也という議員に衆議院の総務委員会で答えたものです。総務大臣が答えています。

塩川議員は、「地方財政の財源不足が 14 年間連続して生じていることは重大だ」と指摘をしまして、交付税率の引き上げを求めたのです。交付税率の引き上げですよ。それに対して鳩山総務大臣は何と答えているか。「交付税率第 6 条の 3 第 2 項を素直に読めば、そろそろ交付税率の引き上げを考え始めなければならない時期に来ている」として、「新たに財源不足対策を行うときには、交付税率の引き上げは検討しなければならない」と答えた。

ですから、本筋はやはり多賀城の影響は 8 億円だったのですから、本筋はやはり交付税を戻してもらふことなのです。工業団地化は付録なのです、多賀城の財政に占めると。プラスアルファなのです。そして、今重要なことは、政府自身に、参議院選挙で負けたことから反省が生まれて、三位一体改革は失敗だったと。交付税を上げなければいけないのだと。交付税率も引き上げなければいけないのだと、そういうふうに変ってきているのです。

ですから、私は、ちょっと皆さんはずれているのではないかと、その本筋からずれているのではないかと。それから、政府自身の中からそういう反省が生まれてきているのですから、そこはやはりきちんとあらゆる手だてを使ってただしてもらふという努力こそが、今

は最も確実で安全な一般財源確保の道だというふうに思うのですが、市長の回答を求めたいと思います。

○菊地市長

今、藤原委員のお話を聞いていますと、政府の方に地方交付税を上げてくれと言っても、それはいつのことかそれはわかりませんし、はっきり言って、国の方も今、やりくりが大変な時期でございますから、それが1回、2回、あるいは1年や2年続いたとしても、恒久的な財源にはそれはならないわけです。ですから、あの工業団地化構想というのをやったわけございまして、この間もソニーのことでNHKで放映があったかと思えますけれども、55年間の間に、これは計算はできないかと思えますけれども、どのくらい多賀城に恩恵があったか、財源的なものとしてですね、ソニーさんがどのくらいの、これは恐らく、下手すると、これは500億円あるいはそれ以上のものがあったのではないかと、従業員の方々の所得税から何かいろいろ含めると。

ですから、政府の動向でそれを財源として求めること自体は、これは努力はいたしますけれども、絶対に、これは可能か不可能か、その辺がちょっとわからない、そういう状態になると、私は藤原委員の発言はそういうふうにとらえましたけれども。

○藤原委員

市長は、何があっても工業団地をやるという構えですから、後は平行線になると思うのですけれども、交付税の税率を上げてもらうというのは、恒久対策にならないというのは、甚だしい認識違いだと思います、私は。これは14年間も地方の財政不足が続いているから、交付税率の引き上げを求めて、それに総務大臣が応じたのですから、ですから、これは恒久的な対策にならないというのは、全くの認識違いだというふうに思います。

それから、これはよく考えてほしいのですけれども、1億円の一般財源の増収を得るのに、100億円の設備投資が必要なわけです。皆さん方の発想からすると。工業団地化構想というのは。ですから、260億円でようやく3億円なのです。260億円の事業をやって、3億円なのです。

ですから、今、多賀城が直面している厳しさはどこから来ているかという、8億円も交付税が減ったことがあるのですから、ですから、実態に即した手だてをとるのが当然だろうということをおっしゃっているのです。そういうことはぜひ理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、私でさえ鳩山大臣がそういう変化があったら、所属政党は違いますが、期待するのですけれども、冷たいのではないですか。同じ党なのに。もう少し、同じ自民党なのですから、自民党の大臣なのですから、もう少し期待して、その方向で頑張ってくれというようなことでやったらいいのではないかというふうに思いました。

○森委員長

藤原委員、済みません。お願いしたいのですけれども、ここで休憩をとりたいと思うのです。（「はい、わかりました」の声あり）その後、2問目、3問目をお願いしたいのですけれどもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、ここで休憩に入ります。再開は11時25分といたします。

午前11時11分 休憩

---

午前 11 時 24 分 開議

○森委員長

定刻前ではございますが、再開をしたいと思います。

藤原委員、続けてお願いいたします。

○藤原委員

二つ目なのですが、資料No.5 の 21、22 ページで、教育費国庫負担金の廃目の件に関連しまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。

河北新報の 3 月 1 日付に、「義務教育費の国庫負担をもとに戻して 意見書次々」というのが載ってまして、東北の市町村議会が合計 160 件可決をしたというふうに載っています。

直接的には議会の意見書なのですが、事務的にはこういうふうに廃目になっているわけですね。教育委員会の事務方としては、これの義務教育費の国庫負担の問題については、どういうふうに考えているのかと。この記事も踏まえてですね、その点、まずお答えいただければと思います。

それから、もう一つは、義務教育費の国庫負担の削減については、いわば地方 6 団体が誘導したのですね。むしろ文部省が抵抗するのに対して、地方 6 団体が負担金を減らして、税源を移譲しろというようなことで、むしろ、私は自分の首を締めるようなことをやったのではないかと。そういう意味では、地方 6 団体の対応というのは、私はミスリードだったのではないかとこのように思うのですが、その点について市長にお聞きしたいと思います。

○鈴木教育部長

今、藤原委員が言われましたが、一つは、教育費国庫負担の廃目については、これは学校の施設整備、いわゆる耐震化事業の予算項目で、平成 21 年度に計画しておいたものが、いわゆる 20 年度に前倒しになったということで、今回これを款項目については廃止ということでございます。

あと、もう一つは、国庫負担の考え方ということなのですが、多分、私も新聞をちょっと見させていただいて、これ市町村については直接教職員の人件費に係る国庫負担の割合というのは、直接的に関係はございませんが、ただ、財源という大枠の中から見れば、いわゆる教育費については国が当然責任を持って負担するものという前提で進めてほしいというのが、我々教育委員会の考え方を持っています。

○森委員長

では、地方 6 団体の関係については副市長から。

○鈴木副市長

それは、教育費の国庫補助負担もそうですけれども、先ほど三位一体改革のいろいろお話もございましたけれども、地方 6 団体、地方が目指したことというのは、多少補助金が減っても、それに見返りの権限移譲なり、地方の主体性が来るものだという期待のもとにそれは了解したはずなのです。

ところが、できてみると、その権限移譲あるいはその主体性というのはなかなか完璧に移譲されない。であれば、前のように補助金をいただいた方が得だろうという御判断で、今お話の何団体かが、もとに戻してくれという動きになった、そういうことなのだろうと思います。

しかし、それが、当時の三位一体改革、地方分権の進み方がまだ不十分であったということの背景があるのだろうというふうにとらえております。

○藤原委員

いずれにしても、期待したのと実態がもう余りにも違っていたということですね。それに対して、政府の中にも反省が出ているということなので、この問題についてもきちんと意見を国に上げていってほしいと思います。

三つ目、No.5の52ページです。31の、シルバーワークプラザ奨励金の件です。これは説明のときは、市が設置して、その場合にシルバーが無料で利用できるという条件の場合に、2,000万円をその全国のシルバー協会の方から来るお金なのだという事でした。

そうすると、建物は多賀城市の建物になるのだと。当然、ということだと思っておりますが、それでよろしいですか。

○永澤介護福祉課長

無償で使えるのは、シルバー人材センターの会員でございます。それが条件でございます。市、市の建物として建てるものでございます。

○藤原委員

シルバー人材センターの事務局といいますか、それはどういうふうになるのですか。今のところにそのまま引き続きいるのでしょうか。

○永澤介護福祉課長

シルバー人材センターの事務局についても、そのシルバーワークプラザの中に入っていたと予定でございます。

○藤原委員

そうした場合に、たしか今は幾らか土地代か何かもらっていると思うのですが、2,000万円補助金をもらって建てるのですけれども、無料が条件で建てる。そうすると、その事務局をお貸しするのも無料ということになるのですか。

それから、そういう場合に、相当分の賃借料というのですか、それも無料になるのか。

それから、水光熱費等も無料になるのか。それについてはどうですか。

○永澤介護福祉課長

先ほども申し上げましたが、このシルバーワークプラザ奨励金につきましては、会員が使用することについて無償であるという条件。ただ、実際に、今、シルバー人材センターにつきましては、建物は無償で貸しております、現時点でも。今後もそれは続ける予定でございます。ただし、土地代、駐車場代7台分は現在も使用料をいただいているわけですが、それに関してはやはり同じ考え方をとっていくようになるかと思っております。

光熱水費につきましては、委託料の中で考えるか、あるいは現時点でも既に 1,300 万円の運営費補助金が出ているわけですから、その中で極力負担していただくようお願いするつもりでございます。

○藤原委員

そうすると、2,000 万円もらって、市が建てて、基本的にはシルバーさんが使うものについては無料なのだと。水光熱費も基本的には市が別段いただいたりはないということになるということですね。基本的には。

○永澤介護福祉課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

そこで、私思うのですけれども、なぜこんなに手厚くするのかという問題、6,000 万円かけて建ててあげると。その建物は市のものだと。

○森委員長

藤原委員、発言中申しわけないです。答弁の訂正をしたいそうです。

○永澤介護福祉課長

光熱水費につきましても、極力、現在出している補助金の中で済ませていただきたい。それに対する補助金というものは特段、ただ、市で行う事業につきましては、その分の応分の負担は発生するかとは思いますが。

○藤原委員

ですから、基本的に、その全国のシルバー協会から 2,000 万円もらって、多賀城市が 2,000 万円出して、6,000 万円の建物を建てると、それは市のものだけでも、基本的には無料で使ってもらおうと。当然、借上料などというの、家賃などというの発生しないと。それから、水光熱費は、もともと 1,300 万円お金を出しているの、その中でやってもらうということは、まあすべて、とにかく市が持って運営してもらおうということですよ。

私は、ちょっと聞くと、なぜそんなに手厚くしなければいけないのだというふうに思うのです。ちょっと聞くと、ですけれども、これは補正のときにも質問しましたように、シルバーというのは、臨時的かつ短期的で、軽易な仕事についてのみやる場所なのです。ですから、事務局の人員費をシルバーの人たちが働いて、そのいわゆる事務費代といいますか、そういうもので支えるというのはできないのです。ですからこういうふうに手厚くするのは、そういうふうに考えると、これは整合性があるわけです。この建ててあげて、無料で使ってもらって、なおかつ 1,300 万円補助金をやるというのは、これは整合性があるわけです。

ですけれども、これは前にも言ったのですけれども、年から年中を通して、朝から晩までの仕事をシルバーが受け取っているのかと。シルバーに発注しているのかという問題がやはり出てくるのです。こんな至れり尽くせりの問題と、その理由と、それからシルバーの目的は何かというと、やはり臨時的、短期的、軽易な仕事だということになってくると、駅前駐輪場の問題、それから、社会福祉協議会はまあ別な団体ですから、余り言えることでもないのですけれども、社協は社協でいろいろな施設の掃除をシルバーに出しているのです。1 年中の掃除を出しているのです。

そうなってくると、私は、やはりそういうものに、年から年中ある仕事については、きちんとその仕事について食っていけるような雇用の解放といいますか、そういうのはシルバーにはやらないで、きちんとその仕事について食っていけるような人に、きちんと雇用関係として働いてもらえるようにするべきではないかと。それをきちんと見直しする機会ではないかというふうに思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○永澤介護福祉課長

介護福祉課といたしましては、やはり臨時的雇用関係でない状態ではございますが、そういった高齢者の皆さんに、派遣という形になりますが、仕事を提供できるのは、現在、やはりシルバー人材センターと考えておりますので、その方向は当面続けなければならないものだと思います。

○藤原委員

これもなかなか平行線になりそうな気配なのですけれども、でしたら、こんなに手厚く優遇する必要はないです。1年を通じた仕事をシルバーにやっているわけでしょう。朝から晩までの仕事もやっているわけでしょう。でしたらなぜこんなに優遇しなければいけないのですか。私は両立しないと思います、これは。6,000万円の建物を建ててあげて、家賃もとらないで、水道料も補助金からやって、一切無料で使ってもらって、そのあげく1,300万円の補助金を出して、同じ金額が国から来ているのです、さらに1,300万円。なぜこういう手厚くしなければいけないか、これは採算がとれないからですよ。臨時的、短期的、軽易な仕事だから。

そうして、一方で、1年を通じた仕事、朝から晩までの仕事を取っていたのでは、これは私は理念的に両立しないと思います。本当にいいのですか、今のまま見直さなくて。私は、やはり法の趣旨からすると、それから、この手厚く手当てしているという財政的な援助の趣旨からしても、私はこれは両立しないと思います。もう答えだけ聞いて、後はどうあろうと質問しませんから、教えてください。

○内海保健福祉部長

今の議論なのですけれども、あくまでそのシルバー人材センター自体がその請け負う関係ではあるのですけれども、そこで就労する方々にとっては、いわゆる、先ほど来ありますように、短期的、臨時的な就労形態であるということなのです。

ですから、同じ人が1年間継続して収入を得るような形については、（「それは重々わかっているのです」の声あり）法律が求めているものではなくて、そこの中で、より多くの会員の方々に就労の機会が分散されるように事務局でやっているというふうな状況でございますので、この辺はひとつ御理解をいただきたいと思います。（「理解できない」の声あり）

○根本委員

昨日、国の第2次補正予算が通りました。先ほどお話があった、14回無料の公費負担という関係ですけれども、妊産婦健診の件です。これは半分が国庫補助、半分が交付税措置だと、こういうふうに国ではおっしゃっています。

今審議しているのは、多賀城市の平成21年度の当初予算と。これは予算編成されたのは随分前ですね。そういうことを考えると、この歳入の予算の中に、国のその半分の補助金という、補正予算で言っている、それが盛り込まれているのかどうかをまずお伺いしたいと思います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今御指摘のございました財源につきましては、現在の多賀城市の当初予算には盛り込まれておりません。

○根本委員

そうすると、国の補正がどうあろうと、多賀城市では、当初から14回無料という腹を決めて、推進をしたいと、こういう決意でいたということですか。

○伊藤市長公室長

平成21年度当初予算を編成する中では、そのような考えで、そのような考えでというのは、当初から、「やるんだ」と、単独でもやるのだという意気込みで組ませていただきました。

○根本委員

そうしますと、かなり積極的に予算措置をされたと。あと、乳幼児医療費の問題も、ただいまあったシルバーワークプラザも2,000万円出すということでもありますから、そういう意味では、積極的に予算を投じたと、大変厳しい中で。そういう流れの中で、市長公室長がああいうふうなお話をされたのですか。

○伊藤市長公室長

そういうことも含めて、積極型というお話をさせていただきました。

○根本委員

よく理解できました。

それから、自主財源の確保の問題でございます。三位一体の改革、いろいろございましたけれども、その問題とは別に、やはり多賀城市として、将来の多賀城のために自主財源を確保をしようという自助努力をすることは、これは当然、私はやるべき問題だところ思います。その可能性があるものについては、積極果敢に取り組んでいくと、これもまた行政の大事な仕事のひとつではないかところ思います。

そういう意味では、市長が企業誘致をして頑張りたいと、こういうことでございますから、ぜひその初心を忘れずに、ぜひ頑張ってくださいたいところ思います。

そこで、例えば、なお一層の自主財源の確保という問題で、例えば清水沢多賀城線のその用地の問題、これは何回も言ってきて、そして、「今、検討している」というふうに部長からもおっしゃっていただきました。そういうことで今後進めていきたいと思いますが、例えば多賀城市内にある市道、例えば市道新田上野線のちょうど山王南寿福寺、そして左側が新田となっているところですけど、市道のわきにちょっと二、三台、三、四台車をとめられる程度の空き地がある。あるいは、ほかの市道沿いにも、そういう市道を整備するときの空き地なのですね。1台か2台、3台、4台ぐらいとめられる、そういうところがあります。

そういう土地の有効活用ということで、私は提案したいのですけれども、そういうところをピックアップして、どこかの不動産にきちんとした形で一括管理をしていただいて、そして市民に提供すると。要するに、今、市民の皆さんが駐車場がなくて困っているところがいっぱいあります。そのために、市道沿いに違法駐車をしている。また違法でなくとも迷惑駐車をしているというケースも非常にあります。そういうことから、そういう

可能なところを、そういう形で自主財源の確保にもなりますし、方向性としてできないかと、こういう問題ですけれどもいかがでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

今の御指摘のあったところですが、多分道路の残地等については、今のところ極力売り払いをするということで進めてございます。

それから、駐車場に使うという部分では、実は道路を行政財産という形で駐車場として貸し出す分については、いろいろな意味で法の規制がございますので、なかなか難しいと。ですから、大きな箇所については、清水沢多賀城線などの空き地、それから八幡通公園というものは、一括で今検討しておりますけれども、やはり法の規制はかなり厳しいものがございます。御指摘の部分については、現在のところ検討するという段階にはございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○深谷委員

私からは、資料5の52ページ、先ほど佐藤委員の方から御質問ありました情報処理機器売払金について、あとは広告掲載料の件でちょっと1点お伺いしたいと思います。

まず、前回の定例会のときに、ネーミングライツということで、募集の方、石橋委員も文化センターの方でお話があったと思うのですが、あれについては、今どのような状況で、どこからもないのかとか、その辺の経過をお教え願いたいと思います。

それから、情報処理機器のこの売払金なのですけれども、この10万円で、多分50台という御説明で、1台当たり2,000円だったと思うのですが、まずそれで間違いないかお願いいたします。

○伊藤市長公室長

まず、ネーミングライツの件については、現在進んでございません。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

2点目の、情報処理機器の売払金のことでございますが、今、深谷委員御指摘のとおり、50台分を見込んでございます。1台当たり2,000円ということで見込んでございます。

○深谷委員

ネーミングライツの件に関しては、進んでいないということで、何といたしますか、素直な御答弁ありがとうございます。

今回の2月の議会の中で、「すぐやる課」というものの質問をさせていただいたのですけれども、多分あの一般質問を通して、職員の皆様方の心の中には、「すぐやる課」は設置されたものと思っておりますので、心の中の「すぐやる課」をすぐに活動させて、促進させていただきたいと思います。世の中の景気状況もありますので、こういったことにお金をかけられないという部分もわかるのですが、いろいろとアタックしていただきたいと思っております。

それから、このパソコンの件なのですけれども、先ほど佐藤委員の方からもお話しあったのですが、1台当たり2,000円で売る。これは10万円なのですけれども、市民の方に御提供できないのかということだったのですが、この売り払うという検討しかなかったのか、それとも、例えばほかの方法で売る方法も検討した結果、そのリース会社ですか、買い取

り会社の方に売るような形になったのか、最初からこの、今これ売る会社の方に売るように決めたのか、その辺をお伺いいたします。（「答弁はパソコンの分だけでよろしいですか」の声あり）よろしいです。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

実はこのパソコンの関係でございますが、市の方でその買い取りした部分を処分することにしてございます。昨年までは、その売り払いではなくて、あくまでも処分だけをお願いしていたわけでございまして、今回、その処分費用に見合った分を、幾らかその収入を得ようということで、こうすることで新たに予算を計画したわけでございますが、実際、その処分するパソコンについては、先ほど答弁しましたとおり、大分もう古い型がございまして、これはまず分解をして、使える部品は当然その業者さんの方で再利用するかと思えますけれども、ですから、再利用はほとんどできないという見通しはもっております。

そういう理由で、市民の方々とか、そういう方々に提供すれば一番いいとは思うのですが、けれども、実際、そういうものには耐えられないようなパソコンの現状ということで、今回こういう処分をするということでございます。

○深谷委員

今、公有財産の売り払い方法として、例えば、前にも言ったことがあると思いますが、例えばオークションの利用ですとか、市民の方に直接、例えばこの10万円というお金は、大きなお金なのですが、例えばこういうのを福祉施設の方のバザーに出展して、幾らかでも高く使っていただくとか、買っていただけるような、それが何かもうちょっと生きるとような売り方というのは、何かあったのではないのかと考えました。

例えば、これが10万円から20万円に上がっただけでも、10万円違うわけですし、先日の相澤委員の御質問にもありましたけれども、例えばハチの巣対策1件5,000円というのは、今回、スズメバチで21件あったようにたしか覚えていたのですけれども、21件分ですと10万5,000円なのです。そうすると、このパソコンの売り払いが例えば20万円になれば、その分のきめの細かいサービスというのが、もうちょっと市民の人たちに提供できるのではないかという、そういう細かいところから、「多賀城って住みやすいな」という感覚になれるのではないかと思うのですが、市長、いかがでしょうか。

○菊地市長

このパソコンの処理については、ちょっと今聞きましたら、何か使えないパソコンだというような状態ですので、処分の仕方としてはしようがないのではないかというふうに思います。

幾らでもそのきめの細かいというのをやれば、きめの細かいことをいっぱいやりたいと思いますけれども、全体的な、ここで10万円取ったからとか、ではこちらに回そうというふうなことではなくて、やはり全体の中で予算の配分というのはやるものですから、その辺は御了解いただきたいと思います。

○深谷委員

いや、そういうことではなくて、例えばここで10万円をより多く取れば、ほかの何か施策に回せたのではないかとかということだったので、前に根本委員の方から、ごみ処理場の隣のリサイクルプラザですか、そういったものがあれば、そういうところでの活用という部分も何か考えられたのではないかと、その一つだけの手法ではなくて、何かもうちょっといろいろなところで検討していただいて、市民の誓いへの中で、3番の項目に、「時代の

変化にチャレンジ」という項目がありまして、やはりそういったことで利用できるものはどんどん利用して、収入を得て、市民の方に還元できるようなシステムをどんどん考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。（「答弁はよろしいですか」の声あり）答弁は大丈夫です。

○米澤委員

私の方からは、24ページの、次世代育成支援対策交付金について1点と、それと給食費の徴収関係です。50ページの、学校給食費実費徴収金について、この2点です。

24ページの、次世代育成支援の対策ということで、これはファミリーサポートと子供生活塾事業のいわゆる統合になった関係で、予算計上もアップされているのかと思うのですが、その辺の答弁と、それからファミリーサポート内での、利用者の会員の方と支援者の会員の方の今の現在の状況を教えてください。

そして、50ページの、学校給食費実費徴収についてですけれども、これは本市では給食費の徴収率というのは、各学校によって違うのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小川こども福祉課長

次世代育成交付金では、これはいろいろな事業、こども福祉課ばかりではなくて、この間説明したように、生後4カ月の全戸訪問事業、これは健康課の方でやられている事業、それから、あと育児支援家庭訪問事業、これも健康課でやられている事業です。あと、ファミリーサポートセンターの事業は私どもで、こういう延長保育事業とか、これは全部ポイント化されているのです。例えば、先ほどの生後4カ月までの全戸訪問事業ですと、ちょっとそのとき、そのときの実態によってポイントが毎回違うのです。平成20年度はちょっとまたあれですけれども、19年度で言いますと、例えば生後4カ月までの全戸訪問事業というのは12.46ポイントと、18年度のときは、これはなかったのです。あと、ファミリーサポートですと14ポイントとか、そのとき、そのときによってちょっとポイントが違ったり、あと子供の人口割合とか、そういうことがいろいろ加味されて、何ポイントということで計算された結果として、毎年、年度の途中などで補正とか決算のベースを見ながら、今回予算計上させていただいて、額が少し上がったというふうな形にさせていただいております。（「あとまだ、利用者の会員の状況と支援者の会員の状況はまだ」の声あり）

○森委員長

ファミリーサポートセンターに限定してですか。利用者の状況。（「はい、利用状況です」の声あり）会員、それからこれを利用されている方の状況ですね。

○小川こども福祉課長

済みませんでした。ファミリーサポートの会員数でございますけれども、平成21年1月1日現在ということで、ちょっとお話しさせていただきますけれども、今現在、利用会員、要するに預ける側の方ですね。利用会員の方が261名、それから協力会員、これは預かる側の方の会員ですけれども、これが52名です。それから、両方会員、要するにどちらでもいいです、預ける場合もありますし、預かってもいいですよという会員の方が31名ございます。現在344名の方が会員になっているという状況にあります。

それから、利用状況ですけれども、平成19年度は1年間で約1,852件の利用がございました。まだ1月、2月分はちょっと集計されていないのですけれども、12月末現在で1,147

件で、対前年度と比べますと多少件数が伸び悩んでいるといいますが、少し減少傾向にあるのかというふうなとらえ方でおります。

○小畑学校教育課長

お答えします。

各学校の給食の未納率に差があるのかということでございますけれども、今年度で見ますと、平成 21 年 1 月末現在で、徴収率が一番高いところは 97.74%、一番低い学校で 95.23%となっております。

○米澤委員

ありがとうございます。

ファミリーサポートの件なのですが、今回この事業計画費用の中でも、やはり今まで学童保育で 3 年生までだったのが、今回ファミリーサポートの方で 6 年生までというふうに拡大されてということなので、これはやはり、今働いているお母様方たくさんいらっしゃると思います。その中では、一人っ子だとどうしても 4 年生以上が預けられないという悩みをよく伺いました。その点では、ことしのこの事業に対しては非常に評価できるものがありますし、どんどんこういった形で応援していきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、給食費の方は大分、いいところというのは 97.74%で、給食費の完納というのは大きな課題だと思いますので、またそういったいい部分で、また見習う部分があったらぜひお願いしたいと思います。私の方は以上です。（「答弁はよろしいですね」の声あり）

○森委員長

ではここでお昼の休憩に入りますが、午後からの質問、歳入について、昌浦委員、伏谷委員、そのほかに……。では、また改めて午後から受け付けますので。再開は 1 時といたします。大変お疲れさまでございます。

午前 11 時 58 分 休憩

---

午後 0 時 58 分 開議

○森委員長

皆さんおそろいでございますので、再開したいと思います。

一般会計歳入の部分の質疑でございます。質問ございますか。伏谷委員。

○伏谷委員

資料 5 の 7 ページ、それから 9 ページ、固定資産税と都市計画税についてお伺いしたいと思います。

この資料 9 の 12 ページの表を見ますと、市税全体に見る固定資産税の割合が 40.9%、それから都市計画税が 8.1%、実質財源に見る構成比も考えますと、やはり 18 から 20%ぐらいあるということなのですが、私も基本的なところがわからないので、あえてお伺いいたします。

今、こういう経済状況のもと、土地に対する評価その他のものがどんどん落ち込んでいっている状況のもと、やはり自主財源というふうになるこの部分の固定資産税、都市計画税というのは、今後その推移によって、課税率のアップというものは考えられているかどうか伺いたいと思います。

○菅野税務課長

説明の段階でも、あくまで平成 21 年度は評価替えの年だということで説明したのですけれども、3年に一度の評価替えということでことしが該当します。

それで、地価公示価格、それから地価調査価格、これをもとに毎年評価するのでございますが、今のところ、地価公示が下がっております。要するに地価が下がっているということで、それは要するに負担水準であらわしておるのですが、その負担水準までまだ達していない地区がありますので、今後ますます評価額が前年の課税標準額に対する評価額ですが、現年度の評価額、これが一応負担水準をあらわしているのですけれども、その負担水準が商業地区であれば 70%まで達していないところがまだ結構ありますので、このまま下がっていく傾向にあるのかということではとらえております。

税率は、今現在、固定資産税は 1.4%、それから都市計画税は 0.3%になっています。

この税率の、自主財源の確保のために税率を上げるかどうかというお話ですけれども、今のところ税率のアップ等については考えてございません。

○伏谷委員

その今のところというのは、どのくらいの部分かわからないのですけれども、評価的に3年に一回見直すということをおっしゃっていましたので、今のところではなく、やはり将来的なという部分は、この辺のところもやはり財源ですから、ある程度はもう考えていてもおかしくないのかと思いますがいかがでしょう。

○坂内市民経済部長

ただいま標準税率の固定資産が 1.4 ですね。これは制限税率 2.1%まで上げることはできますが、そのための手続も必要になってくると思いますけれども、今のところ、1.4 というのはずうっと据え置いてきていますので、ただ、都市計画税につきましては、平成 15 年あたりに 0.3 にアップ、11 年ですか、上げている経緯がございますので、固定資産税の税率は上げる幅は十分ございます。

○伏谷委員

若干伺った話では、その都市計画税を上げるというのは、それなりの財源がかかるということで、駅の高架ということにそれが充当されたというふうな認識を私は得たのですけれども、やはり固定資産税の場合は、かなり、今回いろいろな話で一本柳の件も出ていますけれども、ただ単に土地を見るだけではなくて、やはり農業という部分からも見る、農地という部分からも見るとすると、その辺のところは、本当に今のうちからいろいろな角度でその評価に対して物を考えていかなければ、ではなぜ上げるのだという理由づけが全然明確に出てこないと思います。

先ほど、やはり費用対効果の部分では、70 億円かけて 1 億円の部分にしかならないのだということもかんがみますと、あっ、そうなのかということもあるのでしょうけれども、でも客観的に見て、いろいろな総体的なものを見てみると、それだけでいいのかということも考えていきます。

特に多賀城の場合は、やはり海軍工廠跡地、これは県の整備であります、工業、工場としての部分をかなり担ってきまして、その部分、多賀城に対しての反映、先ほど市長もおっしゃっていましたが、やはりお金だけではなくて、人的、人口の増加というの也不错あります。やはり一番何がそこにあるかという、やはりその土地という問題に関しては、この 19.65ヘクタールしかないこの土地を考えますと、私は今までの、きょうの歳入の部分でいろいろな話を聞いていたときに、ここもまず着眼点で持っていく、考えていく、今から、どうするのだという将来的なビジョンをここに明確にすべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○坂内市民経済部長

そのビジョンの方は、今後明確に、税率を上げるにしても、固定資産を持っている方、あるいは市民の方の理解も得なくてはいけないという点もございまして、その辺を勉強させていただきたいと思っております。

○伏谷委員

決して上げろと言っているわけではないのです。こういうふうなという想定も踏まえてということでございますので、よろしく申し上げます。

○森委員長

質問を受け付ける前に、室内が大分温度が上がっておりますので、どうぞ御自分の体調に合わせていただければと思っております。上着の脱着お願いいたします。調整をお願いします。

○雨森委員

4点ほどあるものですから、まず2点だけ先にいたします。

資料5の7ページ、8ページ、軽自動車税のところなのですが、四輪貨物自動車というところにこだわるのですけれども、貨物自動車で、この内訳ですが、例えばトラック、登録台数は何台ぐらいあるのか、そういった内訳はわかりますか。

○菅野税務課長

軽貨物四輪の内訳でございますか。（「はい」の声あり）この内訳については、こちらの方に資料を持っていません。済みません。

○雨森委員

なぜこういう質問をするかと申しますと、軽トラックの場合は、もちろん小型でありますから、災害時において非常に活用される車なのです。人を運んだり、あるいはまた狭い道路の中でそういういろいろなものを運ぶということで、この間、新潟でもそうです、全国的にもそうですが、軽トラックで現場へ駆けつけるという、非常に有効に活用されております。できれば、できればですが、多賀城に何台ぐらいの軽トラックがあるのか、そういったこともチェックできれば、お願いしてみたいと思うのですがどうでしょうか。

○菅野税務課長

こちら、説明資料9の33ページ、一応台数が内訳としてありますけれども、まず、御質問の軽自動車関係だと思っておりますので、（「ちょっと聞こえないのですが」の声あり）軽自動車それから小型特殊の台数が掲載してございます。

先ほどの質問であります四輪貨物、これが平成 21 年度の課税台数で 51 台を見ているという状況でございます。四輪貨物、営業用で 51 台を見ております。（「営業用ですか」の声あり）失礼しました。四輪貨物自家用で 2,188 台、それから四輪貨物営業用で 51 台を予算計上してございます。

○雨森委員

それは貨物トラックのことをいうわけですか。トラックといいますか。私が申し上げているのは、トラック、後ろに荷物が載せられるような、前が 2 人乗りで、そういったものが台数がわかるのかなということなのですか。

○菅野税務課長

先ほど、軽トラックということで御質問なものですから、四輪貨物、これが一応軽トラックということで私どもはとらえております。

○雨森委員

では、第 2 点で、同じ資料 5 の 9 ページの、地方揮発油譲与税に関してですが、ここに金額が 2,260 万円ということになっているのですけれども、これは道路特定財源の中ということなのですが、1 リットル当たり 100 円といたしまして、どれぐらいの税率といいますか、どういう税の種類がかけられているのか。この揮発油だけでもちょっと中身はわからないのです。それで、わかればその種類と大体どれぐらいの割合で、ガソリン税が幾らか、わかれば教えていただければ。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、地方揮発油譲与税でございますが、これはさきにも説明いたしましたが、今年度平成 21 年度から、道路特定財源の一般財源化に伴いまして、地方道路譲与税が今度地方揮発油譲与税というふうになるものでございます。

これは、国の揮発油税、国の税が原資になっております。このうち一部分が地方に譲与されるということになります。

どのような課税になっているかといいますと、基本的には従来の課税の内容が引き続き、暫定税率ですけれども、そのまま継続になって、使い道が道路特定財源だったものが、一般財源として使われるというふうにまずなるということ、前段で御理解いただきたいと思えます。

具体的な内容でございますが、自動車のガソリンやナフサ、これらに対しまして揮発油税というものがかかります。これが 1 キロリットル当たり、暫定税率では 5,200 円かかるということになってございます。このうちの一部が揮発油譲与税ということで地方に配られるということになります。

○雨森委員

ある資料ですが、非常にわかりやすく書いてありまして、ガソリンが 1 リットル当たり 60 円ぐらいの税率がかかっているということで、その税率の内訳が、消費税それから原油関税ですか、それから石油税とかガソリン税とかという、何か 4 段階ぐらいに分かれて、石油業界から配布されているものがあるのですけれども、案外そういったものがあれば、具体的に 1 リットルでどれぐらい我々は、100 円ぐらいのガソリンのうちに税が取られているのだろうかというようなことも、これは岐阜県からの資料なのですけれども、ですから、こちらの方にもこういうものがあるのかどうか、一応お尋ねしてみたのですが。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今申しましたように、ガソリン関係の税につきましては、国税でございます。ちょっと詳しい資料は手元に持ち合わせてございませんでした。申しわけございませんでした。

○雨森委員

わかりました。

それでは、引き続き、14 ページです。老人福祉費負担金として老人ホーム入所者等負担金で4万7,800円掛ける12掛ける1ということなのですが、これの説明を再度お願いしたいと思います。

○永澤介護福祉課長

これは養護老人ホームに入所されている方1名、12カ月分の負担金でございます。

○雨森委員

どういう種の入居というのですか、特別何か、例えば特養老人ホームに入っているといろいろとありますね。そういう1名だけということになりますと、何か特別なものがあるのですか。それからそれがよくわからないものですから。

○永澤介護福祉課長

養護老人ホームといいますのは、介護老人福祉施設ではない、昔から続いている老人福祉法そのままの老人ホームでございます。要介護状態にない方で、保護しなければならない方が入所される施設で、この本人負担金というのは、御本人の収入に応じて負担額が決まる制度となっております。

○雨森委員

わかりました。

では、最後に、42 ページ、ここの多賀城苑とか、長松苑ですか、松島の、これは特別養護老人ホームですか、その負担金の残高ですね、多賀城苑と松島ですが、現在金額的にどれぐらいあるのかお尋ねします。（「歳出ですね」の声あり）歳出ですか。では歳出の方でお聞きます。

○中村委員

資料5の38ページ、それと、先ほど米澤委員が質問されました、50ページの、給食費の徴収に関するその2問をお願いします。

この38ページの、説明欄の3番目、宮城県放課後子どもプラン推進事業費補助金とあります。その(1)として、宮城県子どもプラン推進事業費補助金とありまして、具体的にはどのような内容の活動をやっているのか、その辺をちょっとお伺いします。

○伊藤生涯学習課長

お答え申し上げます。

説明の際にも申し上げたところでございますけれども、放課後子ども教室を、今現在、多賀城小学校の方で実施しているわけでございますけれども、それに対する補助金ということでございます。

○中村委員

前年度から比べて平成 21 年度は大分半分近くになっていますが、この要綱規定というのはどんな要綱規定があるのでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

これにつきましては、県の方の補助要綱がございすけれども、簡単に申し上げますと、前年につきましては総事業費に対して 3 分の 2 の補助がございました。それが、その要綱の改正によりまして、項目が 3 項目ほどに分かれまして、それぞれ限度額が設定されたわけでございます。その限度額を範囲として、その 3 分の 2 というふうな制度に変わりましたものですから、前年度と比較して金額が低くなっているということが一つございます。

あと、ここに記載されております 113 万 3,000 円に対して 52 万 9,000 円の補助ということでございますけれども、これは前年の場合は 170 万円の当初の計画でございましたけれども、それが今年度は 150 万円での事業費ということにしておりますので、その差額もでございます。

○中村委員

具体的な活動内容がちょっと不透明なのですが、前に子ども会とか親子会とか、そういうことをやっていた経験が私あるのですけれども、具体的には子供たちを対象にしてどういうことをやってらっしゃるのですか。

この間、日曜日、多賀城小学校のわきを通ったとき、体育館で子供たちを 20 人ぐらい集めていろいろやっていたようですけれども、ああいうようなものなののでしょうか。私はそれではないかと思ったのですけれども、よろしいのですか。

○伊藤生涯学習課長

先日、委員がお見えになって、見ていただいたということは私も聞いておりました。

実際活動しているのがああいうふうな状況でございまして、各実施する日のそれぞれメニューをつくりまして、それに従ってやっているということなのですが、ただ、この間、委員が見ていただいたのは多分土曜日だと思いますけれども、土曜日につきましてはワークショップ形式というようなことで、ちょっと特徴を持たせた形で、例えば、「ニュースポーツで遊ぼう」とか、あるいは「団子をつくってみましょう」とかというようなことで、一つのテーマを持って土曜日についてはやっているということでございます。

○中村委員

2 点お伺いします。この補助金というのは時限的なものなのですか。期限はずうっと続くのでしょうか。それが一つ。

それから、この報告書の義務というものはあるのですか。その 2 点についてお願いします。

○伊藤生涯学習課長

補助金につきましては、今のところ 3 年間というふうなことで言われているところでございます。

それから、報告の方ですが、補助金が入っている以上、やはり実績報告というような形で出すような形にはなります。

○中村委員

どうもありがとうございました。できるだけ子供たちの居場所づくりとしては、大人を交えて非常にいい活動内容ではないかとそう思っております。できるだけ持続するように、市の方の御指導もお願いしたいと思っております。

次に、先ほど米澤委員が質問されました 50 ページ、5 節学校給食費実費徴収金というところがあるのですが、現在、徴収に対して先生方が非常に御苦労されていると、そういうことをちょっと聞いております。

それで、まず最初に、対象となる児童・生徒は市全体では何人いて、問題を、非常に徴収に困っている生徒の数というのはどのぐらいなのかを、発表できるのであれば発表していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○小畑学校教育課長

対象児童は、今、3月の児童・生徒数は 5,594 名おりますけれども、その中の要保護・準要保護の子たちを除いた子たちというのは、人数的にはちょっと今ここでは把握しておりませんので、申しわけございませんけれども、世帯数で言いますと、1月末現在で 281 世帯が未納関係で、現年度で学校現場で非常に困っております。

それで、学校の方ではどういうことを苦労しているかといいますと、まず、給食を滞納している家は、もう全然お金を入金しないというようなところとか、それはお姉さんのときも払わなかったの、お兄さんでも払わなかったのというようなことで、まるっきり滞納していると。

それで、督促状とか催告状を出しているのですけれども、それについても反応がないというような家庭もございます。それで、教頭先生を中心にいろいろやっていただいております。

○中村委員

聞くとところによりますと、要保護とか準要保護関係ではなくて、普通に生活しておって、全然給食費の納入に関しては無関心だと、そういう方が非常に多いと。ここに 281 世帯とあるのですが、その対策は、その督促状とかそういうことではなくて、ほかにももう少し強力な対策はないのでしょうか。

○小畑学校教育課長

お答えします。

強力な体制というのはなかなか法的に厳しくて、平成 21 年度から次のように変えていきたいと考えております。

今までどおりのこともございますけれども、まず、学校現場の方では、未納者が少額のもの、とにかく 1 万円とか 5,000 円とかございますが、そういう方から優先的に声をかけていくと。

それから、督促状とか催告状、学校のおたよりにそういうのは当然出すのですけれども、市の方としましては、将来の法的措置を見据えまして、債権債務関係を明確にするために、平成 21 年度から学校給食費納入通知書というものを送付するということになります。

○中村委員

今、先生方が徴収されていると思うのですが、専門員さんというのはいらっしゃらないのですか。徴収専門の。

○小畑学校教育課長

そういう職員はおりません。

○中村委員

できるだけ先生方には雑用をさせていただきたくないと思ひまして、できるだけ円滑な徴収ができるように、それから、やむを得ない場合には法的手段にでも訴えて、円滑に給食活動ができるようにひとつお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○松村委員

3点お伺ひいたします。

資料5の、まず41ページ、寄附金一般寄附金についてお伺ひいたします。去年あたりから「ふるさと納税」ということで、市も広報などに載せましてPRしておりますけれども、これはこの一般寄附に入るのかどうか、まずその点からお伺ひいたします。

○佐藤管財課長

「ふるさと納税」は、一般寄附と、それからここには項目的に載せておりませんが、社会福祉事業費寄附金、それから教育費寄附金等に、目的別に分けて受け入れることになっております。希望をとって、寄附されるものですから、その目的に沿った形で受け入れております。

○松村委員

市の方で、その寄附金の選択ですか、取り組む事業選択として6項目挙げていますね。その項目に応じていろいろ変わるというふうな解釈でしょうか。

○佐藤管財課長

そのとおりです。

○松村委員

では、一般寄附にも含まれるのもあるということでもありますので、関連なのですが、この広告というのですか、この「ふるさと納税」制度を市の方でもPRしてから、どのくらいの「ふるさと納税」というこういう名目で寄附金があったか、件数です。

それと、あとその内容です。寄附金の種類というのですか、そういうのはどんな状況なのかまず教えていただきたいと思ひます。

○佐藤管財課長

一般寄附金ですけれども29件、640万6,360円、それから社会福祉事業費寄附金では11件、2,049万2,863円、教育費寄附金では4件、7万円の寄附をいただいております。

○松村委員

社会福祉関係のというのは、シルバー人材センターの件だと思うのですがけれども、それでよろしいと思ひます。

それで、あと、一般の方が29件、640万円ということでありまして、自治体によりましては、本市におきまして、この「ふるさと納税」に協力いただいた方に、税金の減額、そのほかにレターセットもしくは多賀城市史1冊をお送りしますというプレミアムをつけておりますけれども、私もこれを読んだときに、随分何か経費が、ほかの自治体がいろいろPRしている内容に比べると非常に地味だと思いましたが、また、非常に格差、レターセットといえますと多分数百円、違いますか、多賀城市史は数千円という、非常に金額に差があるように思うのですけれども、もう少しこの辺PRして、やはりもっと協力を呼びかけるといことも大事ではないかと思っておりますけれども、その辺、市の方のお考えをお伺いしたいと思っております。

○澁谷総務部長

この一般寄附の中での「ふるさと納税」ですが、やはりいろいろ内部の方でも検討しまして、先ほど言われたような部分になったのですけれども、やはり今後ますます広めていくためにも、やはり何か多賀城のPRになるような部分ができないのかということで、いろいろと農協とか商工会とか、そういう部分と相談をしながらやっていきたいと思っております。相手があることですから、その辺は今後いろいろと時間をかけながら詰めていって、よりよいものにしていきたいと思っております。

○松村委員

ぜひよろしく願いいたします。やはり魅力をつけていくことによって、協力者の数もまた随分違うと思っておりますので、それだけ市の歳入の方に大きく貢献してもらえるようにしていただければいいかというふうに思いますので、まずよろしく願いいたします。

あと、次でございますが、52ページなのですけれども、雑入の部分で2点お伺いいたします。

まず1点の、広告掲載料ということで45万3,000円ですか、計上されておりますが、この内容というものを御説明いただきたいと思っております。

○片山地域コミュニティ課長

こちらにつきましては、ホームページにバナー広告を掲載しておりまして、1枠5,250円ということで、あと7枠を予定して、1年間分で44万1,000円ということでございます。

○松村委員

今のところはそのホームページのバナー広告代ということでの内容のようでしたけれども、私も前から提案させていただいておりましたが、多賀城市の広報、市政だより、こういうものにも、自治体におきましては広告を募集しまして、載せて、いろいろその印刷代とかそういうものに充てたりしてやっている自治体もありますが、ぜひそちらの方も取り組まれた方がいいのではないかと思います。

といいますのは、市政だよりの字が小さいという皆さんから結構声をいただいております。読みにくいということで、やはりページ数をふやして、広告を載せながら、ページ数をふやして、ポイントを上げるということも大事かと思っておりますけれども、その辺、検討はされているのか、されていないのか、お伺いしたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

お答えいたします。

我が友好都市の太宰府市は、既にもうカラーで広告ということでやっけていまして、どういった内容でやっているのかについては、うちのスタッフの方に指示をして、ちょっと調べることにしております。今検討中ということでございます。

○松村委員

ではよろしく検討をお願いいたします。

次に、25番の、生命保険料取扱事務手数料 400万円ということで計上しておりますが、この内容がよくわからないので、御説明いただきたいと思ひます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

この手数料につきましては、職員が加入してござひます各種生命保険、それから損害保険等について、毎月のその掛金を給料から天引きする事務手数料として、保険会社の方から市の方に入ってくるお金でござひまして、具体的な内容でござひますが、例えばA社の生命保険会社と職員の中で20名が契約する場合ですと、団体扱いとなります。その場合、掛金については給料から天引きできるということになってござひまして、その毎月の20名の掛金の合計額の、現在2%から3%をその手数料として市の方に入ってくるということでござひまして、現在、具体的には、今回計上している額でござひますが、保険会社の数が16社、団体契約してござひます。それから、あと件数でござひますが、例えば1人の職員で複数の方がござひますので、件数としては約970件ぐらひの件数となっております。

○松村委員

では、市の方を通して、まとめて市から給料天引きで団体保険に入った方の部分の手数料として、これが市の方に業者から戻ってくるということで、そういう意味でしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

そのとおりでござひます。

○森委員長

では、質問を受け付ける前に、財政経営担当補佐の方から、雨森委員の質問に訂正をしたというふうなことでござひます。よろしくお願ひします。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

先ほどのガソリン税の関係でござひます。大変失礼いたしました。ガソリン税につきましては、従来揮発油税それから地方道路税という二つの内容がござひまして、合わせて1キロリットル当たり5万3,800円、1リットルに換算しますと53.8円、このガソリン税がかかっておりました。このうちの一部が地方揮発油譲与税として今回から配分されるということでござひます。失礼いたしました。

○森委員長

雨森委員、よろしいでしょうか。

○吉田委員

施政方針とそれから予算規模の関係で1点伺ひます。施政方針では、御承知のとおり、積極的に必要な施策の取り組みが市長から示されました。予算説明の段階においても、実質予算においては前年度比2億8,470万円増ということで、数値も示されました。

当然、これは説明にもあったとおり、特殊要因を省いたものであって、公的資金補償金免除繰上償還や宮城東部衛生処理組合特別負担金を省いたものであるわけですが、平成18年度の実質予算で見ても、19年度も18年度に対してマイナスであり、そして19年度についても20年度と比較して見ると減という傾向であったわけですが、先ほど述べたとおり、20年度と比較して21年度が増ということで、施政方針で示された必要な施策の取り組みということが、トータル的にここで示されているものだなというふうに見てみたわけでありまして。

先ほど、積極的な云々の質疑がありましたけれども、そのように見ておくべきではなかろうかという私の見方についての考え方ですが、どんなものでしょう。

それから、二つ目は、地方債現在高の推移について伺います。これまた資料でも明記されておりますけれども、平成19年度と比較して20年度の見込み比較は2億2,700万円の減、同様に平成20年度と比較して21年度の比較見込みが6億円の減ということで明記されております。

今後、平成22年度以降の推移についても、同様の傾向が考えられるのかどうかについての推移についてコメント願います。

それから、3点目、一つ、プライマリーバランスの関係であります。黒字ということで明記されております。伺いたいのは、本市の場合は元金であらわしているわけですが、私も、他市はそこにプラス利子で足して算定されているのですが、私も本市で取り組んでいるような形の、いわゆる市債元金の償還金、元金だけで示すというやり方の方がオーソドックスで、見てもわかりやすいし、政策的にも整合性をとりやすいのではないのかというふうに見てもいいと思います。

今後とも多賀城市はこのような算定の方式でとり進める考えであるかどうかについて、改めて伺っておきます。

他市の場合は元金と利子をプラスしてやるのですけれども、それらの扱いというのは、統一的なものとしてどのような形で考えられているのか、国のレベルを含めて、見解があれば御紹介願います。

○伊藤市長公室長

1点目につきましては、吉田委員の考えのとおりかと思えます。

2点目、3点目につきましては、財政経営担当の方から説明をさせます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

2点目の、地方債の現在高の今後の推移の見込みでございますが、基本的には、決算のときにも御説明申しましたとおり、起債償還のピークがここに来て過ぎつつあるというふうに見ております。

ただ、残念ながらといいますか、午前中にもちょっと言及いたしましたが、臨時財政対策債のように、交付税の振りかわり分が起債で措置されるというような状況になっております。

こういったことを踏まえまして、安心はできないといいますか、そういう仕組みとして、地方財政の仕組みとして、今後その起債に頼るような形になっていくと、私ども財政担当としてもちょっと心配な部分があるということでございますが、基本的にはこのまま推移すれば、今後少なくなっていくだろうというふうに見ております。

これは3番目の、プライマリーバランスの取り組みとも関連してまいります。御承知のとおり、平成15年度以降、借金を減らしていきましょうということで、プライマリーバランスの黒字化に取り組んでまいりました。

国では、プライマリーバランスの黒字と言ったときには、元利ベースで判断しているようでございます。ここで利息分を加えるというのは、経済成長率相当分がその利息として反映してくるわけですので、その分も見て、その黒字化というものに取り組ましようということで、そういう指標を使っているということでございますが、これですと、元利ベースでは黒字であっても、元金ベースでは赤字ということもあり得るわけです。元金ベースで赤字ということになりますと、起債残高が減らないということになります。確かに経済成長率を見た場合には黒字なのかもしれませんが、実際の起債残高で見ますと、元金ベースで、元金での黒字、これを続けていかないと起債残高は減らないということで、これを今後とも続けていきたいと考えておりますので、地方債残高も減っていくということで、今後ともそういう形で取り組みたいと思っております。

#### ○吉田委員

わかりました。今、話がありましたけれども、臨時財政対策債について、これはただし書きが当然あるわけで、交付税措置としてカウントされるわけですから、そのところは、中身的には仕分けして、指標も見ていくということに、市債残高の推移については押さえたい方がいいのではないかと、これは当然の常識のことですけれども、そう考えております。

それから、次、資料9の18ページ、地方交付税算出の関連で伺います。当然、今年度の状況は、需要額が減って、収入額がふえるということですから、交付税額が当然算定的には前年度比よりも減になるということでもあります。

ただ、需要額、いわゆる基準財政需要額の減の要因というのが、この算定経費なのですね。個別ほかそれぞれの減であるわけです。

また一方、基準財政収入額について見ると、その増の要因というのは、いわゆる増収、一般税のところの増ということであるわけなのですが、何というのでしょうか、個別具体的なことでは1点だけ伺っておきますが、需要額のところで見ていくに当たって、私は、内容的には個別算定経費で示していく方が、事業内容をどのように需要額として交付税として示されたかということがわかりやすく、その方がいいと思っておりますが、以前からそう思っていましたけれども、この個別と包括にそれぞれ分けている事業内容の仕分けというのがあるのでしょうか。もしそんな何かしゃくしがあるならば御紹介をいただければと思います。

それから、二つ目に、道路特定財源の一般財源化に伴って創設される地域活力基盤創造交付金について伺います。御承知だと思いますが、これは、これまでの地方道路整備臨時交付金が廃止されるに伴って、改めて創設される制度であるわけですが、その中で、国の段階で示されている内容を見ると、9,400億円、そのうち8,000億円ほどが道路整備に使われて、1,400億円でしょうか、その程度のものが、新たな施策として取り込まれるということになっていて、そのところはぜひ考えてもらいたいと思っております。3月末ごろまでに、国のレベルでも国土交通省が要綱を定めるということで、各自治体からは実施計画などを作成して、国に提出する必要があるという扱いのものであるようですけれども、今考えられている状況で伺うと、例えば観光客向けの休憩所施設の整備なども、この中で考えられていくものではないかというふうに紹介されております。

そういう意味では、多賀城市が懸案として考えておられる中央公園の管理棟なども、この事業にあてがっていくことができることになるのかどうかです。ぜひそのところは調査研究、検討を加えていただいて、取り組んでいただければとこんなふうに思うのですがいかがでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、1点目の、個別算定経費、それから包括算定経費の考え方でございます。

包括算定経費の考え方、これは俗に新型交付税と言っておりますが、この考え方が入りましたのが平成19年度の交付税の算定からでございます。このときには、国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野、これらの部分について、基準財政需要額の1割程度、金額にして1割程度、これを新型交付税に移行していきましよう。

それから、この包括算定経費の導入によりまして、算定項目、これを統廃合して、交付税の算定の、かなり細部、細かくなっていたものを少しまとめる形で、算定そのものを簡便化していきましようということで、項目数が約3割削減しましようというようなことで、この包括算定経費、まあ新型交付税の導入がされたようでございます。

その後、平成20年度、平成21年度につきましては、これらの個別算定経費から包括算定経費への項目の移しかえというのは、現在のところございません。ですので、19年度に導入された当時の形で今計算しているという状況でございます。

事務方からすれば、包括に移行したことによって、具体的にどのように交付税に算入されたかというのがちょっと見えにくくなっているという傾向はあります。

それから、2番目の、地域活力基盤創造交付金の方なのですが、この交付金につきましては、今、委員の方から御指摘がございましたとおり、従来の地方道路臨時整備交付金、こちらの方が今年度で廃止になりまして、新しい地域活力基盤創造交付金ということで、これまでですと、道路特定財源ということで、基本的には道路をメインにしか使えないというような内容でございましたが、もう少し広く、名前のとおり、地域活力ということで、ソフト事業なども含めて、道路、さらにはその地域の基盤整備のために使える交付金ということで、新たなその制度設定が今進んでいるようです。

ただ、残念ながら、今御指摘ございましたとおり、今月末ぐらいに何か要綱が定まるというようなお話でございまして、私どもの方にもまだ具体の取り扱いが来ておりませんので、予算計上にありましては、きのう御説明にもありまして、従来の臨時交付金事業の枠組みと同じ枠組みで予算計上させていただいておりますが、具体的に補助率だとか、あるいはその裏に対する起債の充当といったものにつきましては、制度が明らかになった段階で、また補正等対応させていただきたいと考えております。

○吉田委員

今お話しされたとおりだと思うのです。予算書を作成する段階では、まだそこまで示されておられませんでしたから、当然のことと思って受けとめて伺った次第です。ぜひ、お話にありましたとおり、今後それらの方策が利活用できるかどうか、ぜひ調査、検討を加えてみていただきたいと思います。

それから、先ほどの個別、包括の関係ですけれども、計算の事務作業上は、包括にすればそれはもう非常に事務作業は単純化するという面での合理性はあるのだらうと思うのです。そんなことが考えられて、その取り組みが行われているということも承知しております。そんなことなのだらうと思うのです。

それで、お話しありましたとおり、どの事務事業がどのような形で交付税に算定されているのかというのを、計数的に把握するのは、やはり個別算定経費のやり方でないと、なかなか把握できないという面はこれは当然あるわけですね。そんなことを今、解説的にもお話しいただいたので十分理解しました。

今年度の中においては、その平成 19 年度に設定されたそのものによってとり行われているので、新たなその変更はこの中には含まれていないということもよくわかりました。

それから、次に、国のいわゆる事業に対する考え方を我々から見た場合、国庫補助率とか起債の充当率で見た場合、いろいろな事業の見方について、国はどのような考えでいるのかというのを見るのに、私は、先ほど言ったような形で、国庫補助率なり起債充当率から見ていくのも、一つの事業選択の国における考え方の中身を把握するには、ポイントとして押さえておいていいのではないかとこう思って、示された資料を眺めてみました。

そのうちで、そんな思いを込めて資料を眺めてみると、今年度新たな取り組みとして取り組まれている浮島の保育所の取り組みの事業などを見ると、やはり起債の充当率が 80% ですか、そして国庫補助率が 3 分の 2、割と高い方ですね。ですから、国はこういう事業に対してはかなり重視して、起債の充当率も国庫補助率も高目に制度として定められているというふうに考えてみていいのではないかと、こんなふうに読んでみたわけです。

もう少し紹介します。例えば、まちづくり交付金及び地方道路交付金などを比較してみると、やはりまちづくり交付金の方がそういう面では起債充当率も国庫補助も、地方道路交付金から比較すると高いという兼ね合いになっているので、なるほど、事業選択にしても、本市における皆さんの取り組みにしても、まちづくり交付金などの制度適用を図るように努められている工夫が、なるほど、考えられているのだなというふうにも見受けるところです。

それから、もう一つ紹介します。この多賀城跡の史跡用地買収に要する経費、これを見ても、やはり国庫補助率は 5 分の 4 ですね。やはりかなりこういう施策、事業については、国も相当考えているのだなというのを、この国庫補助率から見ると、5 分の 4 ということで、重視されているのではないかとこう思って、こちらの資料を読んでみたところです。

そんなことを、当然、皆さんのところでも意識して、事業の立案なり選択なり、国との、県との協議なども図られているのだというふうに私は理解したのですが、そのような受けとめ方でよろしいかどうか、一言コメント願います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

今、委員御指摘のとおり、いろいろな補助等のメニューがある中で、有利なものを選択して、活用させていただいております。

○吉田委員

もう一、二、済みません。市税の比較表などを見ても、先ほど軽自動車税の話がありましたけれども、やはり相当伸びているのです。軽自動車税の部分が。やはりこういう時代なのかなと、そういう市民のニーズなのかなということで、ずうっとマイナスが多いのですけれども、軽自動車税のところだけがプラス 5.5% ということで、やはり軽自動車を大いに利用するという市民の生活スタイルが、こういう市税の面においてもあらわれてきているということで、この傾向は、1 点だけ伺いますが、年々そういう状況に推移しているというふうに見られておられるのかどうかについて伺います。

○菅野税務課長

特に軽四輪の自家用、これが大体年間、ここ四、五年、年間で四、五百台ふえております。この傾向を踏まえまして、平成 20 年度から 21 年度まで 502 台の一応増加を見込んで、今回予算に計上しております。

済みません、もう一つよろしいですか。（「はい」の声あり）先ほど、雨森委員の方から質問ありました軽四輪貨物、私は軽トラックということで御説明申し上げましたが、トラックとバンと、それから軽ワンボックス、この 3 種類が一応軽四輪貨物ということでとらえていただきたいと思います。失礼しました。

○森委員長

雨森委員、まずよろしいでしょうか。

○吉田委員

最後に 1 点だけ、ちょっと細かなことですが教えてください。予算書にも歳入のところで説明がありましたけれども、まちづくり交付金の関係で、前年度と今年度の事業としては継続されている事業なのですが、この国庫補助の率のところ、本来 10 分の 4 なのですね。それが説明にあったとおり、それぞれ 3.0 幾つ、そして 1.4 幾つということで、調整されたという説明でありましたけれども、それはどんな関連があったのでしょうか。どうしてこういう積算の立て方に至ったのか、前年度の経緯があるわけですがけれども、もう少しその内容について説明を加えてください。お願いします。

○佐藤道路公園課長

これはまちづくり交付金事業の制度自体が、3 年間なり 4 年間なり、その期間を定めて事業を進めていくわけでございますけれども、例えば、100 の事業がありまして、まちづくり交付金事業ですと 40% が国庫補助、交付金なのです。ですから残り 60 が一般財源なり、あるいは起債を充当するなりになるわけでございますけれども、まず初年度に、例えばそのうち 50 の事業をやった場合、基本的には 40% の補助率なものですから、いわゆる 20 が国費でいただいて、残り 30 が一般財源と起債を充てるということなのですが、その初年度に例えば 30 の国費を充当してしまいますと、次の年の 50 の事業の場合に、40% の国費ということで、いわゆる 20 の国費でなくて 10 しかもらえないと。いわゆる、全体で帳じりを合わせるような事業なのです。それがまちづくり交付金のいいところでもあるわけなのですけれども、この場合は、高崎大代線ほか 1 線、これは 26 ページだと思うのですが、高崎大代線ほか 1 線が 100 分の 14.8% となっておりますね。これ実は普通にいきますと 100 分の 40% をもらえるわけなのです。そうすると 40% ですと、その国費が 2,000 万円なのですが、2,000 万円とこの 740 万円の差の 1,260 万円というのは、実は平成 20 年度の、これは 12 月の補正でお願いしたのですが、志引団地道路改良工事の方でその分余計に充当しておりまして、（「わかりました」の声あり）そういうことなのですから、いわゆる全体で 40% の国費になるという形なのです。

○吉田委員

私は、やり方としていいと実は思っているのです。こういうやり方が、多賀城市のやり方がです。10 の 4 というのはわかっているのです。そして、おっしゃるとおり、継続事業で 3 年間にやるわけですね。

そこで伺いたいのですが、基本的なことなのですが、これらの制度を活用するときに、本市の場合はできるだけ初年度なり 2 年度なりに事業量を多くして、いい事業ですから、必要な事業ですから、前もってできるだけ事業規模を大きくやるのだというような意識を持って、これらの制度を活用しているということに受けとめてよいのかどうか一つ。

もう一つは、他の事業とのいろいろな関連がありますね。そういうことに関連の中で、この事業もやはりもうちょっとふやしてやった方がいいというようなことで、ふやしてやることによってのよさ、いわゆる事業推進が図られるということで受けとめて、このような形での、10分の4の補助の割合の制度を活用しているのだというふうな意識があるのかなのか、そこのところだけ御紹介いただけませんか。特にないとすれば、現場のそのときどきの状況によって考えられているのだというふうに素直に受けとめます。何かこう思いがあって、そんなやり方、工夫が加えられているのかどうかについて御説明願います。

○佐藤道路公園課長

吉田委員の后者の方の意見なのです。やはりその単年度の中でいろいろな事業をやっているとして、その中で事業費を動かして、柔軟に対応しているというのが今の現実でございます。

○森委員長

ここで休憩に入りたいと思います。再開は2時20分といたします。

午後2時03分 休憩

---

午後2時19分 開議

○森委員長

定刻前でございますが、皆さんおそろいでございますので、再開をしたいと思います。

休憩前に引き続き、質疑を続けてまいりたいと思います。

○板橋委員

それでは、資料5の54ページ、借換債の3,700万円に関しての、これは口数と、あとは何年物、金利高いものだと思うのですが、これ詳細にわたってちょっと教えていただきたいのです。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

この3,700万円につきましては、歳出になりますけれども、歳出で組んでおります公的資金補償金免除繰上償還平成21年度分、金額にいたしまして3,713万3,000円でございます。

これに充てる借換債、財源としての借換債3,700万円でございます。起債の本数は5本でございます。

3,700万円の内訳ですが、一つは、平成2年度の事業であります中央公園の整備事業に係るもの、これが610万円、借り換え額が610万円でございます。それから、東豊中学校の校舎増築分、これが平成3年度の事業でございます。この分が1,870万円、それから同じく平成3年度の事業で、新田新後公園、この分が80万円、それから同じく平成3年度の借り入れですけれども、新田南錦町線分、これで30万円、それから多賀城二中の柔剣道場分、これが1,110万円、この5本の合計額が3,700万円でございます。

○板橋委員

これの3,731万3,000円は、これは歳出の方であとお聞きしたいと思います。

それと、資料4の7ページの地方債、起債のものが8本、これは利率が年5%以内となっておりますのですが、現在、この地方債借り入れる場合の利率と期間、これをお聞きしたいのです。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

現時点の利率ですけれども、1%台でございます。ただ、借り入れの期間等について、それから資金区分によってちょっと違いますので、現時点のはちょっと今個別には持っておりません。

○板橋委員

そうすると、これは地銀、第2地銀、都市銀、どの辺からお借りする予定なのでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

これらの起債につきましては、今後、4月以降になりますけれども、宮城県の方と起債の借り入れの協議を進めてまいります。その中で、資金区分、民間資金、つまり銀行から借りなのか、あるいは政府資金として借りなのか、それらの資金区分もその中で決まっておりますので、現時点ではどの分がどこから借りるかというのは、まだ決まっていないというのが現状でございます。

○板橋委員

政府系の金融機関は、これはどうしようもございませんが、一応民間の地銀、第2地銀でしたら、極力県内か地元で支店等をお持ちの金融機関から、仮に利率がコンマ1%高くても、これとまた違いますが、ソニーさんが多賀城にあるということで、すべてテレビとかビデオ、ソニー製品を買いたいという希望を今お持ちのようですから、こういう借り入れに関しても、やはり地元、都銀の方は安いと思います。ただ、それに都銀の場合は見返りの定期等がなければ、なかなか利率も割安に借りることはできないのでしょう。地元であれば、それなりに長いお付き合いですから、この辺をよくお考えになっていただいて、地元優先でお願いしたいのですが、行政の方のトップである副市長の方から、この件に関してお伺いしたいのです。

○鈴木副市長

これは、従前から民間資金につきましては、もちろん今おっしゃられた地元の金融機関、今、地銀、第2地銀とおっしゃいましたけれども、農協さんも含めて、地元から皆調達しております。

○板橋委員

次に、No.5の14ページの一番下ですか、説明欄2の、保育所入所児童保護者負担金過年度分、次のページの、留守家庭児童学級入級児童保護者負担金過年度分、18ページ、上から3行目の、市営住宅駐車場使用料（滞繰分）、まあいろいろこれ収納課ないし担当であることも福祉課とか、これに固定資産の滞納分、学校給食の過年度分とかいろいろあると思います。それに関して、なぜ収納課でもって一本化はまだできないのか。

それと、こういうふうにして、日本の場合は、お互い税金を納めなければ、国を維持することもできない、地方自治体も維持ができない、すべて100%税金で賄っておられるのですから、この辺に関して、やはり、通常ですと、税法にすると5年でしたか、不納欠損、また、私の記憶が間違っていなければですが、学校給食未収金に関しては3年ないし5年、2年、ああそうですか、部長、ありがとうございます。というような、それだけ対処する期

間が短いと。そうすると集中的にやっていかないと。これはいろいろ、今、世の情勢は厳しくて、生活を最小限度維持する方、厳しい方もおられます。さりとて、まだそれなりに余裕をお持ちの方もおられますから、その辺で、代表して収納課の方から、今現在の現況をお聞きしたいと思います。

○角田収納課長補佐

今、一本化というお話があったのですが、市長の施政方針にもあったとおり、平成21年度から介護保険料、保育料並びに留守家庭児童学級利用料については、収納課の方で一本化で集めていくことになっております。

何といいますか、その滞納している分というのは、現年よりもその収納率というのはなかなか難しい部分になっております。市税で御説明申し上げたように、滞繰分は予算化は20%しかできません。その他の市税は九十数パーセント以上ということなのですが、そのように難しい中でも、市税だけでなく、料についても収納課のマニュアルに沿って一本化ということで、平成21年度やってまいりたいというふうに考えております。

○板橋委員

やはり職員の方だけで、いろいろ非常に厳しい立場の方々が、行って、お話しするのも非常に御苦労なさっているのではないかとはいえます。

ただ、ことしの新聞で、河北新報なのですが、「盛岡市で市営住宅等の未収金回収業務を、法律事務所などの弁護士、法人に委託する方向で検討」とか、あと、現在、宮城県で未収金の回収では、県営住宅の家賃回収に関して、債権回収会社サービサーに委託しているというふうに、こうして厳しいからこそ、やはり専門的な形でお願いしていくというふうなところで、現在行っている自治体もあるのは、もう私以上に重々御承知の上だとは思いますが、その辺で多少なりとも、これは費用はかかりますが、収納率をよくするためにということで、こういう今お話ししたような機関を活用されるというお考えは、今現在お持ちなのか、先行き考えていこうとするのか、その辺お願いします。

○角田収納課長補佐

平成19年4月から、市税についても民間委託できる部分、徴収業務はできませんけれども、収納ということで民間委託できました。具体的に申し上げますと、市の方から、ちょっとこういう滞納があるので、訪問して、ちょっと集金に行ってみてくださいと、具体的に申し上げますとそういう状況です。

そういうことについて、多賀城市では、平成20年4月から、全国で2番目に、浜松市に続いてやったことを、前課長が御説明申し上げていたかと思えます。間もなく丸1年を迎える段階でございます。

民間に委託したときの特徴的なことは、インセンティブをつけました。今、訪問勧奨の集金担当のその会社から派遣されている者、3名おります。ボーダーを1億3,000万円、3人で1年間の中で1億3,000万円集めたら、インセンティブをつけまして、その前までは集金の4%を報酬として会社の方にやっております。1億3,000万円を超えた部分については、5%、1ポイントアップということで、今の推移を見ますと、1月末現在までですが、この1億3,000万円と設定したのは、過去5年間の実績で、頑張ればそのぐらいいくのではないかとということで設定させていただきました。今の状況ですと、その目標に近づきつつあります。これは民間になったことに伴って、一生懸命やれば、その分、自分の報酬にはね返ってくるということになるかと思えます。

今、事務の移管ということで、保育料、留守家庭児童学級、介護保険料分が収納課の方に事務移管になるものですから、来年度は契約を変更しまして1億4,000万円、1,000万円アップで契約の変更を考えております。

そこで、自主的に納付されている方はもちろんなのですが、なかなか自主的に納めてくれない方、訪問して御理解を得て、収納アップの向上につなげたいというふうに考えております。

○昌浦委員

資料5の52ページの、広告等掲載料に関してなのですが、この広告等掲載の点と、深谷委員が先ほど述べられたネーミングライツ、この2点でお聞きしたいと思います。

まずもって、最初に、広告等掲載料なのですが、多賀城市が持っている施設で、道路に面しているとか、そういうところに看板とか何かの設置とか、そういう面というのは検討されたのでしょうか。

○佐藤管財課長

過去に検討した経緯がございます。

○昌浦委員

検討はされたのですが、実施に至らなかった原因というのはどういうことなのでしょうか。

○佐藤管財課長

個別の事情はいろいろあったと思うのですが、基本的に国費が入った土地であったり、なかなか用途的に難しいというようなこともあったかと思えます。

○昌浦委員

わかりました。要は補助金という、そういうことですね。補助金とかいろいろな、市単独ではない部分でつくった施設等々を含めてだから難しいと。という、市庁舎もそうなのではないでしょうか。

○佐藤管財課長

市庁舎につきましては、確かに補助金が入って……。 （「入っていないはずですよ」の声あり） 済みません。補助金ではなくて起債だということです。

○昌浦委員

起債ということは、裁量権は市にあるわけですね。そう考えていいと思うのです。ならば、やはり市庁舎のところに、広告のための何か看板等々は置けるはずではないのかと思うのです。

そういうところで、この広告料ということで一生懸命頑張っているのだけれども、ちょっと上手の手から水が漏れているのではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○澁谷総務部長

今の広告の関係なのですけれども、やはりこういう状況なものですから、職員が英知を結集しまして、できるだけ経費の削減ということで、その庁舎の部分などについても何かできないだろうかということで、検討している部分もございます。

それで、あと、大分前からなのですけれども、玄関マットとか、あと、今、その庁舎の前の花壇ですか、ああいう部分を何かうまい形で活用できないかということで、新たに平成21年度は考えていきたいということで今やっているところでございます。

○昌浦委員

平成21年度は考えていきたい。遅いのですよ。我々がこうやって、庁舎は確か起債でできているので、たしか国などのくびきはないはずだと。こうやって質問されてから考えていくではなくて、やはりそういうところはもう積極果敢に、攻めに打っていかねばだめではないのかと私は思います。この金額で、広告掲載料などというのはとてとても、先進地からすれば、もう本当に微々たるものだと思っております。これは考えているということで、まあいずれやっていただくということで、同じやるなら中途半端にしないで、きちっとそれなりのことをなさってはどうか。

○澁谷総務部長

この金額だけ見て、言われてからやっているとかなんとかというと、非常に心外なのですけれども、そもそも私どもは、やはり前からいろいろと考えまして、職員が一生懸命英知を絞ってやっているわけです。それは玄関マットにしても、お金としては出していないで、逆に、広告を出してくれる方にお金を負担してもらっているという形になってますし、それと、西部を走っている自動車学園の方から出してもらっているバス万葉号にしても、あれはこちらからお金を出さないで、要するに経費をかけないで、そういうことでやっていただいているというような部分もございますし、それと、ホームページとかいろいろな部分でもうやっているわけです。

ですから、新たに、そのほかに何かないのかということで、今、話したような部分ですから、言われてからやると言われますと、職員が一生懸命頑張っているのに、何かさもやっていないような形に聞こえるというのは非常に心外ですので、その辺だけはつけ加えさせていただきたいと思っております。

○昌浦委員

やっていないとか、どうのこうのという話をしているのではないのです。以前は検討したとか、それから、庁舎内、可能性はあるのではないですか。あなたの答弁、「平成21年度で考えていきたい」と、それを、では「遅い」と言って、「心外だ」どうのこうのとおっしゃるけれども、最大限こういうことを検討していたけれどもボツだった、そういう答弁もあったなら言いませんよ、私も。

よそでは、市役所でもというような考えも、今、どんどん、どんどん進んできているのですよ。ですから、私は、スピードが遅い云々、そう私が感じたことであって、そう述べただけのことです。

あなた方のお仕事を否定しているわけでも何でもありません。しかしながら、こういういろいろなものを検討した中で、こういうのはボツだった、されどもこれは検討しているとか、そういうのであれば、ああいうことは言いません。ですから、売り言葉に買い言葉になりますから、これ以上は私も言いませんけれども、そういうところあたりは、こうこう、こういうことがあったけれども、こうだ、云々ということまでも御答弁に入れてほしいと思います。それだけは注文しておきます。

それから、私自身が、「遅い」云々と言ったところに、御心証を書いたのであれば、私の方でそれは言い過ぎたということは、私の方も認めさせていただきます。

そして、では、役所がありますね。役所の庁舎とか、あるいは倉庫、道路に面していません。しかしながら、その倉庫の上にネオンサインを上げると案外見えるのではないかと、その辺あたりはどうなのですか。

○佐藤管財課長

先ほどの庁舎の関係で、ちょっと落としたことがあるものですから、追加させていただきたいのですが、この庁舎が建っている地域につきましては、宮城県条例で屋外広告物条例の禁止区域になっておりまして、広告物を上げられないという地域でございました。

それから、今の倉庫の上にネオンとかということなのですが、それはやはり費用等は広告主の方で出してもらおうというようなことで、なかなか設備投資の面もあるので、難しいかとは思いますが、検討の対象にはなるかというふうに考えます。

○昌浦委員

わかりました。本市の庁舎内は、広告等が禁止されているというのはわかりました。

それでは、質問を変えさせていただきます。ネーミングライツ、私のところに、2月13日金曜日の夜なのですが、やはり市民の方がお見えになったら、「そろそろ文化センターぐらいはネーミングライツというのはもういいのではないですか」と。

そこで思い出すのは、今の加美町でしたか、旧中新田だったのでしょうか、できた当初からすばらしいネーミングをつけているところがあるのです。ネーミングライツとは違いますけれども。バツハホールですよ。私はあのバツハホールに負けず劣らず、あの大ホールなどは、多賀城市文化センター、あれは正式には市民会館ですか、大ホール、いい音質だと思っているのです。

ですから、ネーミングライツ、先ほど深谷委員の質問に対して、まだ検討していない云々とおっしゃっているのですが、何がためなのですか、これだけ多賀城市民会館というのは、結構テレビなどでも、こういう催しがありますよとか出ていますね。という、もう価値はある程度高まっているのではないかと思うのですが、その辺で、多賀城にも生産拠点を置いてらっしゃる会社の名前なども取りざたされておるのですが、どういふことで難しいのかと、その辺どうなのでしょう。

○伊藤市長公室長

何も検討も何もしていないのではなくて、進んでいないという先ほどお話ししましたけれども、現在、今出ました文化センターにつきましては、音響のよさを一生懸命、市民の方を初め売り込んでいる最中でございまして、その辺の動きといいますか、その感触をつかみながら、その辺のネーミングライツというものも、今後いろいろと取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

○昌浦委員

過日、市長の、どなたへの答弁かわかりかねますが、正確な名前、ちょっと正しいかどうか、ピアノの中村紘子さんがしょっちゅう使ってらっしゃって、それでいろいろと利用いただいている云々と。それで、何か中村さんのところに市長がおいでになったというようなことを記憶しているのです。

そういうことなどを利用して、付加価値を高めていこうとしているのかどうか。

○伊藤市長公室長

そのように進めていきたいというふうに考えてございますし、もちろんそのように現在も取り組んでございます。

○昌浦委員

それは十分に取り組んでいただかなければならないのですけれども、できれば、平成 21 年度中ぐらいには、そういういろいろな取り組みを通じて、再度、再度というのではないでしょうが、内々にでも、ネーミングライツ化へ向けて検討していくというような方向性なのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○伊藤市長公室長

ただいま文化センターの方でも、いろいろなコンサートなどがあって、利用していただいたアーティストの方々からもアンケートをとってまして、その辺の多賀城の文化センターの音響のよさというものを、今蓄積しているところでございます。

その辺の蓄積をした上で、ぜひ売り込んでいきたいというふうには考えてございます。

○竹谷委員

大分あるのですけれども、ちょっとはしょって、重点的なことだけお聞きしたいと思います。

まず一つ、毎年話題にしております時間外労働、次長は、議会の事務局にいたときから、私は常にこれを質問しているので、篤と耳が痛いぐらい聞いていると思いますが、一つ私が一番気になったのは、昨年度の当初予算と今年度の当初予算が同じ数字であるということにちょっと、その努力の成果はどうなっているのかというのが一つ疑問がありましたので、その辺についてまずもってお伺いしたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

竹谷委員からは、本当に毎年のように時間外の件については御意見をいただいているところでございます。

今回の計上額でございますが、前年度と同額を計上してございます。ただ、平成 20 年度の最終補正、12 月で最終補正してございますが、それとの比較で申し上げますと、約 1,700 万円ほどは減額になってございます。

ですから、今回の計上額は、前年度と比較しますと、あくまでもその当初では同額でございますが、最終的にはそのような 20 年度最終補正額との対比で見ていただくと、そういうような差額がございまして。

○竹谷委員

今年度は大きな選挙が二つ、これは予定ではもうありますので、その関係では若干ふえるのかなと、そういうふうな問題もあるのかというふうには見ておりますが、ここで私、1,700 万円、最終補正との違いがあるということであれば、その 1,700 万円を減額してやっているわけですけれども、平成 20 年度にこの 1,700 万円が増になったというものを分析をして、時間外労働のあり方論というものを考えていくべきではないかと。

というのは、これだけ財政が厳しい折ですので、やはり詰めるところは詰めていこうと。そして職員同士が協力するところはしていこう、そしてできるだけ時間内で作業を進めるようにして、突発的なものについてはやむを得ないと思いますけれども、ちょっと計算すれば恒常的に18時間ぐらい、職員の数で割ってしまうと、420で割ってしまうと、月18時間、というのは、今の事業内容からいって果たして妥当なのかということ、ちょっと逆から私、見てみました。これは私の昔の経験からいって、そういう見方をしながら、経費節減をして、ある意味では会社の黒字化に持っていったという経験もあるものですから、今言った1,700万円の問題については、ぜひ分析をしてみたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

なるほど、そういう見方もあろうかと思いますが、確かにその時間外につきましては、当然職員の健康状態も考慮しなければならないものと思っております。

ただ、昨今の地方自治体を取り巻く環境は、大変、国それから県からいろいろな事務が地方の方に来てございます。それに加えて、最近結構国、県からの調査物がふえてございます。

ですから、通常の業務以外にそういう関連で、国のいろいろな制度などの関係で、そういう調査物がふえてきてございまして、現時点で、ではその時間外の妥当性というのはどこかなというのは、なかなかそれは我々も苦慮しているところでございまして、ただいま委員から提言がありましたことを、今後とも肝に銘じながら研究してまいりたいと思っております。

○竹谷委員

職員の健康管理という面から見ても重要だと思えますし、それから、今、こういう時期ですから、国、県から、こういうのを早くやってくれ、調査を何日までに出してくれと言われると、それに割く時間が多くなる。限定される職員になるでしょう。

そういう意味では、4,500万円ですね財源は、時間外で。この金を活用して、大変恐縮なのですけれども、経験した職員が定年退職するという状況の今日であります。この方々に、できればそういうようなプロ的なものについて、と言っては失礼ですけれども、経験が豊富ですから、そういう方々のお力もおかりして、職員の健康管理も含めて、この4,500万円というお金を有効に活用しながら、そういう人事、そういう作業配分ということも、私は今考えるべきではないのかと。団塊の世代で大量退職時代ですから、このノウハウをやはり若い職員にも伝えていくという意味からいっても、大事なことではないのかというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

そういう面もあろうかとは思いますが、我々、今、その時間外についていろいろ考えているのは、例えば、毎日時間外をするのではなくて、例えば、今現在、市の方では毎週水曜日、これは定時退庁日に限定してございます。それから、あと給料日などは定時退庁日ということで決めてございまして、そういうめり張りの効いたその業務の体制も大事なのかと思っております。

確かに、竹谷委員が今言った、これからの団塊世代が大量退職をしていくわけでございますが、そういうことも踏まえながら、我々はその業務の標準化、マニュアル化、今それに向けて、情報処理の関係も含めまして、今後取り組んでいきまして、なるべく負担のかからない業務にしていってはと考えてございます。

○竹谷委員

アウトソーシングの中でもいろいろありますけれども、目標はこうだという定員枠も決めていますけれども、ただ減らすだけでなく、そういうところをよく考えた中で、職員が作業量に対しての自己負担がある程度かからないような仕組みをひとつ構築していただきたいということを、この時間外を見て思いましたので、ひとつ検討をしながらやっていただきたいというふうに思います。

次に、資料 5 の 14 ページ、地方特例交付金、これも新たに出てきましたね。それでちょっと見ましたら、特に 14 ページの、住宅借入金特別控除減収補てん分、それから自動車取得税減税補てん分、それぞれ計上されています。ですがこれは満額ではないですね。いかがですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

基本的にはそれぞれ国、県を通じまして交付されるものでございます。実額ベースで来るかということ、そうではございません。

○竹谷委員

実額ベースでちょっと見ると、こんなことを言っでは失礼かもしれませんが、約半分以上持ち出しということに私は見たのですけれども、そういう見方でよろしいでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、(2) の方の、住民税の住宅借入金の特別控除の分、これについては、予算上はほぼ多賀城市の税の方で見ている分をほぼ計上しております。実際にこの額で来るかどうかは、国全体での配分の中でまた来ますので、理論的な計算で来ますので、どれほど実額に近づくかというのは、決算を見てみないとわからないところがございます。

また、自動車取得税の減税補てん分、これにつきましては、自動車取得税の方でも御説明いたしましたけれども、平成 21 年度に時限的に、21 年度から 23 年度までの間、環境に優しい車については減税をするということになっておりまして、その交付金の原資でございます自動車取得税が減額になる、これは国の制度として行いますので、その減収分については、この特例交付金で補てんしますという制度になってございます。

この地方財政計画上の計上額、それをベースに一応積算をさせていただいているというところでございます。

○竹谷委員

それではちょっと教えてください。資料 9 の 31 ページ、課税標準特例減税 C、私の見方が悪いのであればちょっと教えてください。4,357 万 2,000 円というふうに数字が出ています。私が先ほど、あなたの答弁でいけば、この数字がここに当てはまるのかなというふうに見て、議案書を見させていただいております。そういう意味なのかどうなのか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

この住民税の住宅借入金特別控除減収補てん分につきましては、今の資料 9 の 28 ページをごらんください。28 ページの一番下の行になります。個人市民税の住宅借入金等特別税額控除見込額、これをベースに、端数は処理させていただいておりますが、この金額相当額を特例交付金として計上させていただいております。

○竹谷委員

そうすると、その上のものは、これはどういうふうに解釈するのですか。個人住民税の住宅借入等特別税額控除見込額、この 4,410 万円が見込まれていると。にもかかわらず、この 2,646 万円しかこの予算では見込んでいないという見方になるのですけれども。それはどういう見方をすればいいのですか。

○菅野税務課長

これは俗に言う住宅ローン控除の控除額の計算でございますが、あくまでも、こちらの資料 9 の 28 ページに書いてありますとおり、この 1,750 人が一応住宅ローン控除の対象になる方ということで、それで実際、個人住民税の場合については 900 人、1,750 人は所得税の住宅ローン控除対象ということでとらえております。

実際は、そのうちから、要するに、所得税が、今回税源移譲に基づいて所得税が安くなっております。その安くなった分を、逆に住民税で税額控除するという制度なものですから、その該当する方が 1,750 名のうち 900 人が該当するのではないかと。それで、それぞれの個人市民税については 2,646 万円の税額控除はされますという制度になっております。個人住民税については 4,410 万円、そのうち市民税については 2,646 万円が税額控除されるという仕組みでございます。（「違いますよ、私が言っているのは。その差額はどうかと、差額が出るのか出ないのかと聞いているのです」の声あり）

失礼しました。済みません。4,410 万円、これは市及び県民税になっています。そのうちの 5 分の 3 が市民税、5 分の 2 が県民税ということで、割合がきちんと決まっております。

○竹谷委員

わかりました。では、市民税は 2,646 万円程度だと。ですからその分は予算で国から来るだろうと見込みましたと。ですから、あとのものは、極端に言うと、多賀城の一般財政がこの制度で持ち込まれるか、持ち込まれていないのかということを見たかったです。聞きたかったです。

いいですか。持ち込まれたとすれば、国の制度は地方に依存型で国の政策を決めているということです。それで三位一体改革でばしんと来て、先ほど午前中にも藤原委員の方からあったように、交付税は減らす、さあ景気対策だということで、税金はたしか安くしましょう。控除しましょう。ですけれども、その 1 割か 2 割を地方でも負担しなさいというやり方はおかしいのではないかとという視点があるものですから、そういう質問をさせていただいているのです。そういうことはないというふうに考えておいてよろしいのですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

基本的に、この特例交付金、(2)の住宅借入金等特別税額控除減収補てん分につきましては、先ほど来御説明しておりますその税源移譲に伴う措置でございます。

したがって、制度上は基本的に減収になった相当額分は、この特例交付金で補てんしますということです。

統計的な数値でもって基礎数値になるものですから、その部分での実額との差は多少出ると。ただ、制度的にはほぼ補てんされるということでございます。

○竹谷委員

ひとつ地方負担がないように頑張っていたきたいというふうに思います。

先ほど、吉田委員の質問に対して、道路公園課長、余り質問しないかと思ったのですが、ちょっと気になる御答弁がありましたのでお聞きしたいと思います。

まちづくり交付金、これはもう毎年課題にしてきたものですが、本来は40%、補助金ですね。これがおいしいので、これを使おう、使おうと大騒ぎしてきたのですね。もう10年前から使っておりますね。国府多賀城駅の自由通路もこれを使ってつくって、さあ城南で使おうといったら、駅前に取りられたという経過を、私はもう頭から離れないものですから。

なぜ今回は10分の4にならないのか。例えば多賀城の枠があって、事業の枠があって、県との調整の結果、こういうふうにならざるを得ないのか。本来の交付要綱でいけば10分の4のはずだった。なぜこういうふうになるのか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

では、制度について御説明申し上げます。

最初の、平成18年の制度開始のときにも御説明したと思うのですが、この交付金については、各年度間で事業調整ができることとして、国から事業主体の方にお任せしてあって、全体5年間で事業費の40%を国からもらうというのが確保されてあって、年度間の調整がきくということで、たまたま今回、平成20年度において先に前倒して国費を多く充当したと。よって、21年度は国費充当率が落ちるということで、御理解をいただきたいと思えます。

○竹谷委員

多くやったということはどういうことですか。50%の交付金をもらったということですか。多くやっても50%です。ただ、5年間の事業量として、先ほどありましたが、100を見ておいた。ですけれども、最初に120になってしまったと。事業量の調整の中で、今までやってきた分を精査していったらこのぐらいの補助金にしかならなくなると、計算上は、そういう計算なのか。事業量は一緒なのに、なぜ充当率が下がってくるのか。前倒しというのはどういうことなのか。事業量は一緒なのに前倒しするというのは当然のことはありますね。事業量を多くしたのか、その辺がちょっと私、理解できないのです。ちょっと教えてください。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

先ほど、細かい数字で道路公園課長が説明したのですが、100億円だとわかりやすいかもしれませんが、100億円で40億円国費を充当すれば40%になります。たまたま平成20年度の事業、100億円の事業のうち60億円を国費充当したということとなれば、20%を先取りして国費を充てたということになりますものですから、21年度は40%のうち20%マイナスするので、20%ですということで、国費充当率が先に使った分、次の年は落ちますということで、基本的には、吉田委員からも先ほど説明を求められて、基本的には40%で毎年平均的に使いたいと考えていたのです。ところが、一般財源がどうしても都合がつかないということで、国費を多く充当できるということの制度を生かして、20年度については前倒して国費を先食いしましたという形でございます。

○竹谷委員

そうすると、40%、50%を先に食ってしまったと。そう言えばいいのです。10%食ってしまったと。量は一緒なのだけれども、来る量は一緒なのだけれども、金がないので、40のところ50で先を取ってしまったので、計算したらこの数字にしかならないと、そういう意味でしょう。やはり簡単に、それではわかりました。

そういうときは、やはり補正でも、先食いと、先食いたので、これは先食いなので、5年度調整で、来年度の予算はこの分は補助金としてはちょっと少なくなってくる見込みになりますということを、私は説明しておくべきだと。そうでなかったら、説明資料で明らかにしておくべきではないかと思いますが、答弁があるならどうぞ。答弁なければ、そうしてもらえばいいです。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

これからはそのように努めたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○竹谷委員

あと二つです。資料5の40ページ、これは簡単に聞きます。土地売払収入1,000万円、この区画数と面積。

それから、46ページの、砂押川堤防除草業務委託内容、これはどこから業務委託されるのか、この2点について、簡単に結構です。

○佐藤道路公園課長

土地売払収入1,000万円の内訳でございますけれども、今のところ、9地目で約1,000万円ほど見込みを入れております。畑とか宅地とか、雑種地とか水路とかいろいろございます。

○竹谷委員

歳出で細かく聞きますが、これは一応、市の道路公園課が所管する道路予定残地、残地と云えばいいのですか、道路から買ったけれども、残ってあると。先ほど根本委員からも質問がありましたけれども、駐車場に貸せばいいのではないかと云うようなところが9区画、売れば1,000万円程度になるだろうという予算計上だということに理解していいのですか。

○佐藤道路公園課長

その9件のうち、道路の残地というのは2件ほどしかございません。あとは法定外公共物と云いますか、水路とか、不要になった公共物の売り払いが主でございます。（「砂押川の堤防はどこですか、県から来るのですか」の声あり）

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

そのとおりです。

○竹谷委員

40の件と、46ページの件の内容については、歳出で細かくお聞かせ願いたいと思います。

○森委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は3時20分といたします。よろしくどうぞ願います。

午後3時10分 休憩

---

午後 3 時 20 分 開議

○森委員長

定刻でございます。再開いたします。

- 平成 21 年度多賀城市一般会計予算（歳出質疑）第 1 款議会費～第 3 款民生費

○森委員長

これより歳出の質疑に入ります。

まず、第 1 款議会費から第 3 款民生費までの質疑を行います。

○昌浦委員

資料 6 の 13 ページ、市民活動サポートセンター運営に要する経費でちょっとお聞きしたいのです。その上に、協働によるまちづくり促進事業費（地域コミュニティ課）となって、これも関連してなのですけれども、平成 21 年 2 月 14 日付で、多賀城市総務部地域コミュニティ課から私のもとに手紙が来たのです。しかしながら、私は、地域コミュニティ課にその登録をした覚えがない。これは生涯学習課の方に私の住所等を含めて、団体名等を登録しているのです。これはどうして私のところに来るのでしょうか。内容は「市民活動調査への御協力をお願い」というのです。

○片山地域コミュニティ課長

お答えいたします。

今回アンケート調査をさせていただきましたのは、これから市民活動サポートセンターのいろいろなあり方、あるいはその団体への援助の仕方について、いろいろと御意見をいただくということで行ったものでございます。

その際なのですが、まず、対象としては、市民活動サポートセンターで実際に市民活動を行っている団体、これは 48 団体でございます。それから、あと市民活動サポートセンターを利用していらっしゃる社会教育団体で、サポートセンターで把握している方、それ以外につきましては、生涯学習課の方で登録しております社会教育登録団体のうちで、市民公益活動に発展しそうな団体ではないかというふうに考えられるところの 26 団体について、おっしゃるとおり、2 月末までの御回答をいただくということで、団体の概要であるとか、あるいはサポートセンター利用に関して、あるいは町内会、自治会との連携等の可能性等についてアンケートをしたということでございまして、そちらの生涯学習課の方からの名簿につきましては、昨年 4 月にちょうどいただいていた名簿をもとに、そちらから選定をしてアンケートを送付させていただいたという経緯でございます。

○昌浦委員

委員長にお願いがあるのですけれども、事が生涯学習課という名前が出ております。生涯学習課の課長に御質問させていただきたいのです、関連でございますので、よろしいでしょうか。（「はい、結構です」の声あり）

生涯学習課長にお聞きします。このアンケートがあることをお聞きになって、いわゆる我々の名簿をお出しになったのでしょうか。

また、このアンケートがあることをいつの時点で、極端なことを言えば、アンケートを出す前なのか、出す後だったのか、あなたが御承知した時期を教えてください。

○伊藤生涯学習課長

この社会教育関係団体、登録している各団体の名簿につきましては、先ほどコミュニティ課長の方からお話しあったとおりでございますけれども、これがアンケートに使われたということは、私ちょっと承知はしておりませんでした。

知ったのは、アンケート調査が始まった後ということで、承知をいたしました。

○昌浦委員

委員長、よろしく申し上げます。今、生涯学習課長に御答弁をいただいたとおりなのです。確かに個人情報保護法の多賀城市の欄には、団体名はマル秘ではないと、職員間、行政の中で必要があれば使える、という項目があると私記憶しています。

しかしながら、私は生涯学習課にいろいろな情報を、申請の必要があるために出したわけでございます。決してアンケートを送付されることを容認したわけではないのです。この点は、饒舌の総務部長に、どうお考えなのか御回答いただきたいのです。

○澁谷総務部長

今、昌浦委員がおっしゃった部分なのですけれども、その社会教育団体の部分につきましては、団体の部分については、その個人情報の保護という観点からすると、団体名とかその役員の方については除かれるという部分になるのかと思うのですけれども、そういう部分からして、そして、教育委員会サイドからすると、情報も公開してもいいですよ、私どもの方の勝手な解釈があっしまったのかと思っております。

そんな意味から、幾ら個人情報保護には該当しないからといいながらも、やはりその辺を今後きちんとしていく必要性があるのかと思ひまして、それは反省しております。

それで、今後、その辺につきましては、きちんと庁内でもその辺が徹底できるようにしていきたいというふうに考えております。今回については、やはり私どもの方が、その配慮が全然足りなかったのかと思っております。

○昌浦委員

あなたは先ほど、考えていないとか、それからスピードがのろいというのは心外だとおっしゃいましたね。私の方が心外ですよ、これ。ましてあなたの所管の部のアンケートではないですか。私は、生涯学習課の方から、こういう市からのアンケートがございまして、御協力をというふうなはがきが、アンケート送付前にあったならば、ああ、それは筋論だなど、「いいですよ」となりますけれども、いきなり、生涯学習課しか知らないような内容のものが、地域コミュニティ課の方から送付されるというのは、あなたが今おっしゃったようなものではなくて、個人情報保護法等々を含めて、重大なこれは瑕疵がある内容だと私は思っています。「考えてなかったのか」と言うと、また何か、お宅は考えていたのかどうか、十二分に考えていたのでしょうけれども、どうなのですか、その辺は。

○澁谷総務部長

先ほども申し上げましたとおり、その法人などの情報につきましては、その個人情報保護条例の適用がないということから、私どもの方の解釈上でそのようにさせてしまったとい

うことで、ですから、その点については、今後そういうことのないようにしたいということでございますので、その辺よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○昌浦委員

確かに、これはあるべき論なのです。こんなのを一々規定する必要はないのです。なぜかと、担当される方の配慮の問題なのです。この市の情報だから使っているのかとか、これは安易に考えて物事をなされたような嫌いがないわけではないと私は思います。

このことが、平成 21 年度行政の遂行の中で、こういうことがたびたびあったのでは困るので、私は一例を挙げて質問させていただいているのです。その辺は、今後こういうことのないような再発防止策とか、あるいは、それはやはりこれは個々人の考えによるものなので、例えば、今インターネットというのがあるのですから、こうこう、こういうことの内容については、遺憾のないよう取り計らうとか、そういうふうな再発防止策等々を含めて、個人情報保護法というのは、たしか総務部の方の所管ではないかと私、記憶しているのですけれども、どうなのでしょう。この 2 点を御回答ください。

○澁谷総務部長

個人情報保護の関係につきましては、総務部所管でございます。

それと、先ほども何度か申し上げましたように、法人等の情報につきましては、情報の収集並びに目的外の利用及び提供の場合については、個人情報と同様の扱いをしていく必要があるのかと。ですから、今までですと、皆さんから提出いただく内容について、最後の方にその情報を開示して、いい、悪いという部分を、単純にそれだけにとどめていましたけれども、もうちょっと詳細な部分なりをやっていく必要があると思っております。

それと、この中身につきましては、やはり担当としまして、各部各課の方に周知ができるように、庁内 LAN とか会議等々で、その辺を周知徹底を図りたいと思っております。

○昌浦委員

わかりました。小さなことを見逃すと、いずれはそれが積み重なっていくうちに大きなことになってしまう。それで、あえて私はこのことを触れさせていただいたのです。どうか平成 21 年度の行政執行に当たっては、個人情報保護というものに対して最大限の意を体して、今後進めていっていただきたいということで、冒頭にこのことを触れさせていただきました。

続きまして、同じ資料の 19 ページ、委託料です。これ委託料どこかということ、会計事務に要する経費で 13 節委託料、指定金融機関市役所内派出所業務委託料 126 万円、これは私の記憶では、最初は指定金融機関である多賀城市内のある銀行が、市役所内に置かせてくれというような話で、初め置いたような気がするのです。これは間違っていたら、それは違うのだと御指摘いただきたいと思うのですが、しかしながら、指定金融機関に 126 万円も出して、事務を受け付けてもらわなければならないのかと。そんなに会計課の職員というのは手薄なのでしょう。その辺どうなのでしょう。

○本郷会計管理者(兼)会計課長

現在、その収納の取り扱いにつきましては、御存じのように指定金融機関の派出窓口の方で受け付けを、朝の 10 時から 12 時、それから 1 時から 3 時までというふうに行っております。

それで、あえて会計課が手薄とかそういうことではなくて、従来、確かに委員がおっしゃるように、前は無料で対応をしておったのですが、（「そうです」の声あり）指定金融機関の方からは、派出の撤退というような要望が従来から出て、平成 15 年くらいからなされておりました、その辺について、恐らく去年、おとしぐらいからかと思うのですが、この委託に関して、お互いの中で、撤退よりも、まずその対応としてそのまま存続してほしいというような意向で、委託というようなことで、現在そのような対応をさせていただいております。

#### ○昌浦委員

確かに、お 1 人の専門の方をそこに張りつけた場合、人件費等々からすれば安いものです。この金額は。

しかしながら、先ほどの歳入の方でも、ネーミングライツ等々を含めて、いかにして歳入を図るべきかとなったら、いかに今度は出るを制するかという議論になってくるのです、入るをはかって。この場合、やはりこの 126 万円、これに関しては、職員で、例えば 2 時間ローテーションするとか、そういう形で対処はできないものなのですか。

#### ○本郷会計管理者(兼)会計課長

先ほども委員がおっしゃったように、そのお金の取り扱いについては、ある意味、その専門的にそういったものの方を従事して、対応していただくということが一番望ましいかというふうにも思います。

また、会計課職員の中でも、その辺をローテーションを組みながら対応してまいりたいというようなことも考えておりますが、現時点で、通常事務処理上の中の支出伝票、そういったものの審査にかかる労力が結構高いもので、誤りのないような支出執行をしていかなければいけない。そういう審査の方に重点を置いているというのが、現状の中での運用であります。

また、将来的には、その派出窓口がずうっとあるかどうかというのは、ちょっと現状の中ではまだ不透明なところがあります。そういったところでは、最終的には内部で切り回していく必要があるのではないかというふうに思っております。

#### ○昌浦委員

それでは、わかりました。

今度は、同じ資料 6 の 25 ページでございます。これは、前ページの、第五次総合計画策定に要する経費の中の総合計画策定に係る支援業務委託の部分、それから、同じ 25 ページの 9 の、行政評価システム運用支援業務委託と。これはちょっと概括的に説明を受けているのですが、この支援業務委託というのが二つあるのですが、この辺あたり、ちょっと詳細に、何を支援を受けて、そのために委託するのでしょうか。その辺を詳細にちょっと解説いただきたいと思います。

#### ○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、まず、第五次総合計画の策定に係る支援業務委託について御説明をいたします。

これにつきましては、第五次総合計画を策定するに当たりましては、まず「まちづくり懇談会」ということで、市民主体の懇談会を開催いたします。その中で、多賀城市の今後のあるべき姿、それから、今現在の市民の方々が、多賀城市のまちづくりに対しての思いをいろいろと語っていただくことになっております。

そういったものの中で、問題点であるとか、いいところであるとかというさまざまな意見を出していただいて、それを行政側の方に一たん受け取るような、キャッチボールをするのですが、一たん受け取ります。その中において、多賀城市が今現在行っているさまざまな事務事業が、今後も必要であるかどうかという点検をしたいというふうに考えております。

さらに、さまざまな意見の中で、今までは足りなかったと思われるような事務事業のありようについても、その中でいろいろと庁内の中で議論をしていきたいというふうに考えております。

そういうふうな議論の過程の中において、今現在、行政評価を今やっているわけですが、その中で、予算との連動というのがまだきちんと図られていないということは、従前お話ししたとおりでありますので、その辺の予算、定員管理、それから人事評価、そういったものが有機的に連動するようなシステムを構築したいというふうに考えております。

それで、第五次総合計画の政策、施策、事務事業という釣り口上の中に、そういったシステムをきちんと組み込んでいく作業を、庁内の全職員を対象に、全職員と申しまして、実際は係長クラスが中心となってくるのかと思うのですが、そういったところで、いろいろと話し合いの場を持っていきたい。

そのために、これらの総合計画体系と、今申しあげました行政経営システムと連動させた先進地の事例を、いろいろと携わってきているコンサルタントがございますので、そういった部分のいろいろな他市町村の事例を紹介してもらいながら、その中で職員間の話し合いの場に入っていただきまして、その辺の総合調整の支援をしていただきたいというふうに考えております。

これに関しましては、大体平成 21 年度においては 50 回程度、かなりの日数をかけながらやっていきたいというふうなことを考えております。これがいわゆるこの総合計画策定に係る支援業務委託になります。

続きまして、行政評価システムの運用支援業務委託でございますけれども、これにつきましては、昨日、皆様の方に「平成 21 年度の事務事業評価対象事業」ということで、これを差し上げておりますけれども、これにつきましては、最初 74 事業から始まって 110 事業、今回が 163 事業まで、少しずつ対象事業を広げておりますけれども、これが最終的には、大体 1,000 事業を超えるぐらいの数になるのだろうというふうな予測をしております。

それで、先ほど来申し上げた第五次総合計画とのリンクという部分はあるのですが、その中において、この事務事業評価がきちんと連動するための、こちらは研修事業をさらに行って、数がどんとふえたときに、職員が右往左往しないように、きちんと今のうちからその体制整備を図っていききたいと、そういう意味での業務委託でございます。

○昌浦委員

最初に行政評価の方から、この研修事業をやはりコンサルタントさんをお願いするのだろうと思うので、それは御答弁いただきたいと思えます。

963 万 7,000 円、膨大をお金だなおもいましたら、これはやはり 50 回ほどですか、コンサルタントさんといろいろとお話をするということで、この金額になったのだと。

ここで、前々からお願いしているのですが、コンサルタントにも二通りあって、ブラックボックスの部分の置いたまま、肝心なところは教えないという人が多いのです。そういうことではないですねこれは。50 回もやるのですから、当然職員からも突っ込んだ議

論になるし、それにきちんとコンサルタントさんがお答えをするような人を選んでの 963 万 7,000 円だというふうに理解してよろしいのですね。2 点お答えください。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、まず第 1 点目の、行政評価システムの方に関しましては、これはコンサルタントに委託をいたしたいと思っております。現在も、我が市の事務事業評価の取り組みに関しましては、日本能率協会というコンサルタントが入っております、そのところに、今、職員の研修をお願いしております。

さらに、2 点目の、第五次総合計画の策定支援業務につきましても、当該業者の方をお願いをしたいというふうに考えております。

これにつきましては、今年度平成 21 年度以降のその辺のシステムを構築するに当たって、今まで大体 10 回程度ぐらいでしょうか、我々と打ち合わせをいろいろしながら、多賀城市に合ったシステムがどういうシステムなのかということを探しながら、半日あるいは丸 1 日、真剣に議論をしております、非常に信頼できる、さらに実績のある業者だというふうなとらえ方をしております。

○昌浦委員

コンサルタントでも、先ほど言ったように 2 種類あるということなので、きちんとキャッチボールのできるコンサルタントを選んだということを確認させていただきました。

最後でございます。同じ資料の 39 ページ、桜木一丁目の住居表示とありますが、案内板をおつくりになるということで、それはそれで結構なのですが、ちょっと確認だけさせていただきたいのです。簡単なのですけれども、今、家々のところに、何ター丁目何番地というような、小さい、青いブリキでしょうか、あるのです。あれは家を探すとき非常にいい目安になるのですが、それが大分いろいろな経年変化とか、あるいはこれは人為的に折り曲げられたのではないかなというふうなのが多く散見されるのです。

その辺あたりというのはどうなのでしょう。平成 21 年度あたり、補正も含めて、市内、かなりの箇所になると思うのですが、地区を限定しても結構ですから、補修というふうな方向にいくのかいかないのか、この辺、市民課長でお答えにくいときには、市民経済部長なのでしょうけれども、その辺あたりはどうなのでしょう。

○小林市民課長

お答えいたします。

確かに住居表示の街区符号のことだと思うのですが、やはりその地域において大分見えにくい部分もございますので、今後そういうことも踏まえまして、考えていく時期かとは思っております。

ただ、その地域の皆さんに、欲しいという場合は、うちの方で、ある場合は、そういう部分で取りかえに行ったりはしております。今後そういう場合は、うちの方でも補修などそういうことを考えていきたいと思っております。

○昌浦委員

極めて前向きな御答弁いただいたのですけれども、確かに市民課の業務というのは内向きなのです。お客様がおいでになって、お仕事をなさるといのがほとんどだと私も思っております。しかしながら、住居表示というものの所管は市民課でございます。

ので、鋭意その辺、やはりこれは多賀城市民以外のよそから来た人にもわかりやすいものですから、「ああ、親切なまち多賀城」と言われるように、その辺は今後遺漏なきようお進めいただきたいと思います。

○相澤委員

まず最初に、市長の施政方針演説の17ページにございます、「多賀城市住民自治基盤形成プロジェクト事業」、これは資料6の13ページだと思えますけれども、協働によるまちづくり促進事業費の中に入っていると思うのですけれども、まず、これはどのような計画をなさっているかお願いいたします。

○片山地域コミュニティ課長

御指摘のとおりで、13ページ、協働によるまちづくり促進事業費の13番委託料の3点目の内容でございます。

現在、少子高齢化が進み、あるいは世帯構造が変化していく中で、新たな地域課題が生まれてきているということでございます。まさにこれから第五次総合計画をつくっていくということですが、第五次総合計画の中でも当然のように市民参画、市民協働という言葉はキーワードになってくると思います。それから、人も金と申しておりますけれども、自治基本条例を策定するというようなことにつきましても、行政側からではなくて、やはり市民発意のということで、これは「おぼんです懇談会」等でも繰り返しお話をさせていただいているところですが、実際に、住民の方々してみると、どうやってつくるのということがあると思います。総合計画の中で、いろいろそういった掲げられたものを、では自分たちの手でやっていくとしたら、どうなっていくのだろうというのを、その計画ができたときから考えるのではなくて、総合計画の策定に向けて同時進行的にやっていく必要があるのではないかというようなことから、その住民の方々がみずから考え、意思決定し、行動する仕組みをつくっていくのではないかと、いわゆる田を耕すといいますが、畑を耕すというか、そういうようなことで、一応、基本的には今2カ年ということで考えております。

2カ年でいかないかもしれませんが、概要につきましては、市内を、いろいろな福祉の関係ですと、市内を三つの地区に、エリアで分けているところがございますね。まず公民館も含めると、東部、中央、西部というような形がありますので、三つの地区に分けて、そこにそれぞれその地区のファシリテーターというか、非常に市民活動だったり、市民協働にたけている方々を1人張りつけまして、そして、これ全部全体ですと延べ20回ぐらいになるのですが、いろいろと、どうやってその地区計画、地区ビジョンを立てていこうかとかということ、ワークショップ形式でやっていこうではないかというようなのがこの事業でございます。

4カ所と言いましたけれども、もう1カ所は、実は大代地区をちょっとパイロット的に考えているところでございます。これはまだ予算が通っておりませんので、地区の区長さんたちにまだお話をしてございませんけれども、あそこはもう古くから、大代地区のコミュニティ推進協議会というのがあって、非常に活発にやっているということもありますので、そういった一つの地区のモデルをつくりながら、何かこうみんなで、各地区で切磋琢磨しながらやっていければいいのか、というところで考えているのがこの事業でございます。

○相澤委員

ほかの方にも共通の問題なのですが、多賀城市における行政評価の取り組み、これは非常に今回、2回目か3回目になるのですけれども、非常に私にとってはありがたい指標でござ

いまして、具体的に予算の使い方をどのように見ていくかというのを、非常にわかりやすく解説していただいていますのでありがたいのですが、これではどこに入っているのですか、今の件は。何ページに入っているのですか。

○片山地域コミュニティ課長

お答えいたします。

今回のこの事業については、この「事務事業評価」の中には加えてはございません。

○相澤委員

率先してこういうのは、やはり総務部から、仮に生煮えだとしても、我々にとってはどうしているかをつかむのには非常にいいこの評価表ですから、入れていただければありがたいと思いますので、次には出してください。

2番目に、資料6の17ページ、先ほどもちょっと出ましたけれども、情報公開・個人情報保護に関する経費、ここにありますが、いわゆる行政評価の中では152ページにございます。行政評価の方から見させていただきますと、平成21年度にいきなりAの成果指標の人数が120人になっているのです。この理由と、今後どのようなことを考えているかを教えてください。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

この予算上の方は、今回この計上している分につきましては、情報公開保護条例審査委員会の開催時の報酬を載せているわけですが、こちらのその平成21年度の事務事業評価の方の成果指標120とございますが、これは、今、さまざまな情報公開がございまして、例えば工事の請け負関係とか、そういうことも全部含めまして、大体このくらいの件数の情報公開が来るのかということで、その件数をここに載せていることとございます。

○相澤委員

では、これから実際やってみないとわからない点があるのですね。わかりました。では後でそれは決算でも聞きます。

23ページ、男女共同参画推進についてお聞きいたします。これは先ほどの同じ行政評価では108ページになるのですが、これも平成21年度にAのパーセントが100%となっているのです。ですから、これは100%の姿をどのように描いていらっしゃるのか。それで、この100%までどのようなスケジュールを考えていらっしゃるのか、お願いします。

○片山地域コミュニティ課長

まず、100%というのは、その事務事業の成果指標のAをごらんいただきたいのですが、基本計画策定の進捗率ということですので、21年度には基本計画をつくり出すということが100%ということとございます。

それから、それまでの過程でございますが、皆さん御案内だと思いますが、平成19年度にシンポジウムなどをやったことがありますけれども、平成20年度につきましては、そのメンバーの方々に残っていただきまして、また、かつ公募の方々を含めて、今、11人の市民の方々に御参画いただいているのですが、これまで9回ほど市民と職員と合同での会議をしてございまして、あるいは、職員向け、あるいはその市民会議の方々向けでは、7回の研修などを行っているのですけれども、それで現在の状況なのですが、いわゆる段取りとしましては、まず、多賀城市として身近な問題というのはどういう問題があるのだろうとい

う洗い出しです。それはどんな原因があるのだろう。そしてあるべき姿というのはどうあるべきなのだろうということをいろいろ議論しておりまして、その中から理念というものを導き出そうではないかということで、実はその導き出すのに相当何か行ったり来たりして、予定よりはちょっとおくらせているところはありますけれども、それはでも市民の皆さんのいろいろな意見があることで、とても必要な時間ではないかと思っておりますけれども、現段階では、そういった多賀城市における課題の洗い出しをしながら、自分たちの言葉で、私たちのではなくて、市民の皆さんの言葉で基本理念をつくるというところで、だんだん案ができ上がってきたというところでございます。

この後、当然議会の方には説明会をして、その御意見を聞き、かつ、今度は市民の皆様にはパブリックコメントという形で御意見をいただいて、それらを反映させた後で、また最終的に基本計画案をつくって、そして皆さんにお示ししてということで、法定計画ではないのですけれども、そういうキャッチボールをしながらやっていきたいというふうに考えております。

○相澤委員

条例作成は頭の中にはあるのでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

前にも御質問いただきました。それで、この議論の中で、やはりこれはまさに男女共同の問題というのは、男女ということに限らず、やはり人権の話なのですということで、そしてその中で、やはり多賀城というまちに男も女も、若いも若きも、あるいは何らかのハンディがあるなしにかかわらず、みんなひとしく尊重されるそういう社会を目指そうではないかということで、そういうことで、一つのやはり条例ということも、この計画の先には考えられるところなのですが、これ、実を言いますと、やはり自治基本条例にも十分関連してくるところだと思っております。やはりそういうのは総合的に、やはり単的にやるというよりは、やはりそういう総合的な条例というのも必要なのではないかという意見もぼろぼろとありますので、そういったところをやはり視野に入れながら、まずはやはり一つの指針である計画づくりからやっていこうというような考え方でございます。

○相澤委員

私も、これ前に一般質問をさせてもらったのですが、そのときに、ある他自治体に行って、その辺の資料をいただきに行ったのですけれども、正直、担当がかわっていたり、「あれ、そんなにあったかな」というような感じで、要するに、条例をつくれればいいというものではないということを、そのときに、そこに行ってもらってきたときに感じたのです。

つくるまでは皆一生懸命やるのですけれども、できてしまうと、「あれ、どこに行ったのかな」と、「担当どこだったかな」というような感じで、そんな感じだったので、まさに今、課長がおっしゃるように、行ったり来たりして、もちろん急ぐ必要もないし、しっかり内容を詰めて、できればきちんとした方向性にまとめていただければありがたいと思いますので、よろしく願います。（「答弁よろしいですか」の声あり）また後で聞きます。3件終わったので。

○深谷委員

まず、資料6の11ページ、職員研修に要する経費、それから17ページの、ホームページの件です。それから17ページの上の方で、市民相談に要する経費。

まず、この職員研修に要する経費なのですけれども、これは今回 400 万円ぐらいですか、多目に予算がついているのですが、内容的にどのように昨年度と変わるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、市民相談に要する経費なのですけれども、こちらは予算が 190 万円ぐらい削減されているのですけれども、この理由について、どのようなことがあったのかと。

あとは、ホームページについてなのですけれども、これは御提案だけなのですが、先ほど来、市民歌について、昌浦委員の方を含めまして伏谷委員の方からも、いろいろな方々が市民歌ということが出ているのですけれども、私も歌詞がとても気に入ってしまっていて、例えば市のホームページを開いたときに市民歌を流すと、いろいろな、例えば楽器のホームページなどですと、例えばクラシックが流れたりとか、そういったすぐできる対応があるのですけれども、そういった対応というのもこれから検討してみたいのではないかと思います、これも一応御答弁ください。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

それでは、1 点目の、職員研修に要する経費の中で、対前年度比 370 万円ほど増額をしてございます。この増額の理由でございますが、実はその職員研修につきましては、ピーク時、例えば平成 17 年度当時は、約 900 万円ほど研修費は予算計上してございました。そのとき、財政とのいろいろな絡みの中で、昨年までその研修の経費を大分削減してきたこともあったわけでございますが、今後のベテラン職員がだんだん退職していく中で、やはりその人材育成というのは一番大事なことかということで、今回、財政当局に特別にお願いしまして、今回、研修の充実を図るということで増額をしてございます。

ちなみに、職員数で割り返しますと、ピーク時は職員 1 人当たりのその研修の経費でございますが、約 2 万円ほどございました。昨年までは約 6,400 円ぐらいの経費でございました。研修旅費が。それを今回、新年度からは 1 万 5,000 円前後にその研修の旅費を充てようということで、今回計上しているわけでございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

この減額でございますけれども、最近、多重債務等、消費生活の問題が大分多くなってきましたので、市民相談員を消費生活相談員にしまして、消費生活相談員を 2 名にしました。それでこの 1 名分の減については、7 款の方に、消費者行政の方に移しております。

○片山地域コミュニティ課長

深谷委員もごらんもなつたことがあると思いますけれども、ホームページで言えば、「物知り辞典」のところで市民歌は聞けるようになっておりますけれども、恐らく御質問というのは、トップページなりをクリックしたときに、音楽が流れる仕組みがあったらいいのではないかと。これは技術的には可能なのですけれども、どうでしょうか、何か私はちょっとうるさくて、かえって敬遠されるのではないかとという心配もしているのですが、ちょっとトライアルしながら、これは全体に流す前に、ちょっとやってみたいのですけれども、別のホームページを見たときに、これは行政ではないのですけれども、音楽が鳴っているところというのはあるのですけれども、余り、どうなのでしょう、というところがありましたので、ちょっといろいろやってみたいと思います。

○深谷委員

まず、簡単に答えられるところからですが、市民相談の 2 カ所はわかりました。ありがとうございます。

市のホームページなのですからけれども、例えば、はっきり言って、邪魔だという人もいると思います。例えばそのメディアプレーヤーなりのものをホームページのトップページに張りつけて、とめる、とめないは個人の自由にすれば、別に流すことを、ずうっと流れているわけでもないの、とめることを可能にすれば、聞きたい人は、その物知りのところをクリックして聞けば聞けるのですけれども、すぐ流して、耳に入れてなれさせるということも、これは大切なことかと思しますので、もしできる場合には実行していただきたいと思えます。答弁は要りません。

それから、職員研修なのですからけれども、平成 17 年度には 900 万円の予算をつけていて、1 人 2 万円、減って、最低のときで 6,000 円で、ことしは 1 万 5,000 円に上げたということで、すばらしいことだと思えます。

それで、研修するからには、やはりその結果というのは、多分テストでも勉強すれば点数が上がるように、研修した結果というのはどこかでやはり出てこないかと思えるのかと思うのですけれども、確かに行政の評価というのは、売り上げであらわせるわけでもないですし、評価できる部分というのは難しいために、この多賀城市における行政評価の取り組みの方に今回出てこないのかと思ったのですけれども、その点は、例えば研修に行った結果、ではどのような研修で、どのようにこれから市政の運営に対して取り組んでいくのかというものの、研修した方々の姿勢なり云々という部分に関しては、どのようにお考えなのでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

職員のその研修のねらいでございますが、よく経営資源として、人・物・金・情報とよく言われますが、我々地方自治体では、人材こそが一番その行政の最大の資源かと考えてございます。よりよい人材を確保し、育成していくことが、市民に対してよりよいサービスを提供する基本であるのかと認識をしております。

特に、これから少数精鋭の行政経営を実現していくためには、職員一人ひとりが持っている能力を最大限に発揮するには、やはり研修の機会の提供と、能力を発揮できる環境づくりが一番重要なのかと思っております。

したがって、市政を担う職員が、意識改革を進めるとともに、今後必要とされる能力開発と意欲の向上を図るために、研修をその人材育成の重要な手段として我々はとらえているということでございます。

○深谷委員

ありがとうございます。やはり、何というのですか、目に見える部分でもないの、やはりちょっと、妥当なお答えはありがとうございますという感じなのですからけれども、やはりその評価の部分で、人が、職員の方がどういうふう評価されるかという部分を見たときには、やはりその人事評価的な部分で、例えば課長が次長になる、次長が部長になるというような、その辺の評価につながるぐらい、多分研修して、勉強してくる、人間的にといいますか、行政マンとしてのレベルアップを図ってくるのかと思うのですが、やはりその辺の評価を適切に、今もしていただいていると思えますが、より、きめ細かいというか、これからもそういう評価をしてください。ちょっと何となく言いづらいので、この辺で終わります。（「答弁はよろしいですか」の声あり）はい。

○吉田委員

一つ伺います。弁護士の業務委託に関連することですが、多賀城駅の周辺整備事業にかかわることとして、仙台地方裁判所に市民からの訴えがされている動向に関してであります

が、1 審の段階での判決の言い渡しの内容とか、また、その後の動向、控訴されているのかどうか、また、現状における審議の状況などについて御紹介ください。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

それでは、多賀城駅北開発株式会社の出資が、違法として支出された公金違法支出損害賠償請求事件の、その後の経過だということだと思っておりますが、昨年 12 月 22 日の日に、仙台地裁の方の判決が来てございます。

判決内容につきましては、「原告の請求を棄却する」と。それから、「訴訟の費用については原告の負担とする」ということで、多賀城市の主張が全面的に認められてございました。

その後、年が明けまして、1 月 5 日付で、原告より、今度は仙台高等裁判所の方に、地裁の判決に不服があるということで、控訴をされてございます。

今後のスケジュールでございますが、2 月 24 日付で仙台高等裁判所第 2 民事部の方から、期日呼び出し状が送付されてございまして、3 月 26 日までに答弁書を提出ということで連絡が来てございます。

それを受けまして、口頭弁論期日については、4 月 9 日の日に口頭弁論期日がある旨、連絡が入ってございます。今のところはそんな状況でございます。

○吉田委員

わかりました。まずは、そういうような期日の呼び出し等、また、答弁書の提出等が求められる日取りも定まったというようなことで、鋭意、弁護士の先生と内容について相談されているものと思いますが、1 審でそのような判決が言い渡されているということであれば、控訴の段階では、不服を申し立てるに当たって、その 1 審の判決を不服とすることが一つであります。もう一つは、新たな主張もやはり提起されるというふうに見るのが一般的なのです。それはもう上級審での審議のときの常識なのですが、そのようなことが、今の段階では明示されていることがあるのかないのかだけ御紹介ください。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

委員おっしゃるように、その新たな事実は、今回の控訴に対しましては特にございません。原告の主張は、「地裁の原判決を取り消す」ということ、それから、「多賀城市に対し 1,210 万円及びこれに対する 5 分の割合でその金品の支払いを求める。なお、その訴訟の費用については、1 審、2 審とも被控訴人の負担とする」旨の判決を求める内容となっておりますので、新たなその事実は今のところ見えてございません。

○雨森委員

まず 3 点からお願いします。資料 6 の 19 ページ、普通財産維持管理経費といいますが、これ地番を申し上げます。中央二丁目の 244 の 21、ちょうどこの間、市長の英断でがけをきれいに直していただいて、非常に環境整備ですね、それから下に住んでいる方々は非常に安心して住める状況になっております。非常に喜んでおります。

ただ、あの場所は 18.2 ヘクタール、駅前区画整理事業ということで、第 1 に公共用地ということで購入したわけなのですが、変更されまして狭くなったものですから、その際にこ

の、全体が約 89 坪、平地が 38 坪くらいだと担当から聞いておるのですが、その内容について、幾らぐらいでお買いになって、今までの今日までの工事費が幾らかかったのか。

それから、この平地の部分について、市長、今後どのような活用をされるのか。市の部分をですが、それをお尋ねしたいと思います。

○佐藤管財課長

今のお話の土地は、平成 7 年に駅周辺事業用地ということで取得した土地だと思います。

それで、平成 19 年度事業で、あそこの東側ののり面をブルーシートで養生していたのですが、大分老朽化して危険な状態になったということで、19 年度にコンクリートのり枠の擁壁工事を施行しました。

それで、今お話にもありましたけれども、土地の約半分がその擁壁で占められているものですから、擁壁の上端約 38 坪の部分が平場として、あの中の利用ができるかというふうには思いますけれども、何分狭い土地ですので、市単独での利用は難しいというふうにご考えております。

○雨森委員

大体購入価格から今日に至るまで、4,500 万円ぐらいはお金がかかっている。このがけの部分ですが、非常に 1 坪にしますと高い土地になっているわけです。

それで、その平地の部分を、結局、市の土地であるわけなのですけれども、それを今後、例えば民間が、現在の土地に住んでおります部分を購入する際に、やはり市がどのような、その市の土地を、その買い主とか、あの土地を貸すのか、そのまま置いておかれるのか、その辺を最終的にちょっとお尋ねしたいのです。

○佐藤管財課長

今の状況では、市の方で積極的にあの土地を何か有効活用しようという考えは持ってございません。

○雨森委員

重ねて申し上げますが、では現状のままでいくというわけですね。

○佐藤管財課長

西側の方に民間の方が持っている地続きの土地があるものですから、そちらの方を民間の方が何らかの開発といいますか、利用計画を立てられたときに、市の方もどういう形で参加できるか、その時点でなら検討の対象になるかと考えております。

○雨森委員

わかりました。この質問はこれで終わりますが、できれば長期計画で、あの辺を老人施設とか何か活用していけたらいいとは思いますが、財政も厳しい折でありますから、なかなか大変だと思います。この質問はこれで終わります。

2 番目ですが、23 ページ、友好都市交流推進事業についてであります。40 万 6,000 円の予算ですか、それで、市長、来年は遷都 1,300 年になると、友好都市と、そういった計画も着々と進められ、あるいはまた太宰府、そしてまた山形の天童ということで、3 市にまたがる友好都市の内容、金額について、これは一般質問をしたのですが、40 万 6,000 円

ですね、これぐらいの金額で、私、どうなるかと。これを三つで割りますと、ましてこれから奈良となさっていくのに、それぐらいの薄いものなのか、どうなのかと。やはり子供たちの目線で交流を進めていきたいというようなことを、いろいろと申し上げておったのですが、その範囲内の、どういう内容なのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○片山地域コミュニティ課長

お答えいたします。

今回の予算のほとんどは旅費ということでございますけれども、今年度の計画についてお話をさせていただきますと、まず天童市につきましては、近いということで、これまでもバレーボール大会であったり、あるいは昨年も天童鍋合戦に参加したりとか、あるいは多賀城駅前での多賀城と天童の祭りとかと、こういったことも当然また、庁内各部署でやはりやっていきたいというふうにも思っていますし、また、雨森委員がかねてよくおっしゃっていますけれども、お金をかけなくともいろいろできるのではないかということについて、これは平成 21 年度にいろいろと検討させていただきたいということでございます。

また、実際に、今度、太宰府市民政庁まつりがことしまた開かれます。これは 23 回目になりますでしょうか。ということで、6 万人ぐらい集まるということなので、この機会をとらえ、我々のやはり友好都市として PR しようではないかということで、商工観光課、あるいは文化財課、農政課と協力をしまして、そこに行きまして、多賀城の物産をやったりとか、あるいは文化財関係、歴史関係の PR をしようではないかということ、実は平成 20 年度中にいろいろ集まりまして、これから弾力的にいろいろ進めていこうと。

そのときには、できれば市民の方も巻き込んでいきたいということです。しかし、これは当然、締結式を行ったときと同じように、ツアーを組んだ形で、皆さんにまた自己負担していただくというようなことで、これは市長を初めそういった随員職員の旅費だけなのですけれども、そういう形で盛り上げていきたいというのが 1 点です。

それから、奈良市とは、平成 22 年度に協議をするということなので、これについてはいろいろやはり、これから下準備していかなければいけないということがあります。

それで、これは実は私とあるいは奈良の担当課長レベルの話なのですが、やはり奈良との友好都市を盛り上げていく機運の、一つ何か事業をしないかというお話をしまして、太宰府市と奈良市と多賀城市と、それからあともう 1 市が大分県の宇佐市、宇都宮の宇に佐藤の佐と書く宇佐市です。これは東大寺を建立するときに、宇佐の八幡さんの総本山らしいのですが、東大寺の後ろにその八幡神社を鎮座させて、東大寺の建立を願ったというようなそういう経緯があるということで、そういうことで、西の宇佐と太宰府市、東の多賀城市、そして奈良というところで、その奈良時代をよみがえらせるような何かイベントをしないかということで、今ちょっと、奈良の課長レベルでの話ではやっているところでございます。

こういうような形で、あとは、前にもちょっと一般質問の中でも回答差し上げましたけれども、1 階のロビーを使って、これは金野委員からの一般質問だと思いますけれども、そういう形で PR していくというような形で、できる範囲で、まさにおっしゃるとおり、お金をかけない中で、アイデアを出しながらやっていきたいというふうに考えております。

○雨森委員

ありがとうございました。いずれにしましても、来年は奈良ということで、下準備もいろいろとあると思うのですが、それでは、今いろいろとその計画も、お話しありました三政庁まつりといいますか、将来的に持ち回りで、そういったことも企画しながら、た

だ姉妹都市を結んだというより、より深く、大人も子供も参加できるような友好であってほしいと思います。では、この件はこれで終わります。

もう1件です。27ページです。防犯対策に要する費用の中でございますが、私、先だって申し上げたのですが、高崎廃寺の、ある部分的に狭くなっている、右が竹やぶになっております。ある部分が狭くなっております。前市長の方に行く道のところなのですが、狭いものですから、お互いに一方通行で、暗黙の了解でとまりながら通行しているわけなのですが、あの部分を拡幅できないのか、いろいろと文化財の問題もあるのですが、しかし、私がこちらへ来てから、全然あの部分は変化がない、そのままのようになって、それで竹が生い茂って、いかにも危ないというか、恐ろしい場所になっております。

この間も、夜、私も行って見たのですが、「痴漢注意」という看板が1枚だけ立っているわけなのです。これは注意をするもしないも、もう現状がああいうわけですから、何かあそこを拡幅できる方法はないのか、一度お考えをお尋ねします。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

その部分につきましては、ちょっと文化財との関係、兼ね合いもありまして、従前にそのようにおっしゃったときには、「拡幅できない」というようなことで、多分いまだに拡幅していないという状況なのですけれども、改めて文化財の方と協議して、検討してまいりたいと思います。

○雨森委員

一日も早くそういう努力をしていただきたい。今日までほとんど変わっておりません。何か大きな事件が起きたりしては後の祭りでございます。

それ以前に、あの竹を少し伐採できないのでしょうか。地主さんと。その拡幅するということは、なかなか文化財があるのですけれども、まさか竹までが文化財になっているわけではないと思うのです。見通しのよいようにつくらないと、もう全然ちょっと危ないですね。その点、どうですか。

○森委員長

建設関係、文化財関係になりますと、款外になってしまいますので、防災の立場から。（「では防災の方でお願いします」の声あり）

○伊藤交通防災課長

お答え申し上げます。

多分、あそこは民有地かなと思っております。そういったことで、あの竹が生えて、見通しが悪いというような状況は存じております。そういったことから、可能な限り、高崎の防犯協会の方々、そういったことでも、ちょっとその辺の状況を聴取しながら、お願いできる分は私の方の立場でお願いしてみたいというふうに思っております。

○雨森委員

ぜひお願いします。ちょっと道路は道路公園課の方になりますので、竹の方を一日も早く、民地であればあるほど、地権者の方でお願いして、協力していただくようにひとつよろしくをお願いします。

○森委員長

ここで休憩をとりたいと思います。再開は4時35分でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

午後4時23分 休憩

---

午後4時34分 開議

○森委員長

皆さんおそろいでございますので、再開をいたします。

○柳原委員

まず、資料6の23ページ、第五次総合計画策定に要する経費なのですが、この報償費60万円のところで、学院大の先生にアドバイスをお願いするという説明があったのですが、この学院大の先生方と、あと行政経営アドバイザーの先生と、例えば同じ会議の場に出た場合、その両方の関係というのはどういうふうになるのでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

まず、今回、この報償費に上げてございます60万円、これは学院大学の6名の教授の方々をお願いしております、その内容は、市民懇談会、要は五つの大体グループに分けて、これから、今回は3月14日が第1回目になりますけれども、その中で、皆さんの意見を引き出して、いわゆる、最近の言葉で言いますとファシリテーターというふうな言い方になるのですが、そういったことをお願いしたいと思っています。

それから、アドバイザーの天明先生の方につきましては、市民懇談会の出席というのは考えてございません。全体的な、先ほど市民懇談会をこれから、平成21年度からどんどんやっていくわけですが、あと内部は内部の方で、先ほども申し上げた行政のシステム構築のための、その辺の連動の部分で、大所高所に立ったところからいろいろな意見をいただいと、そんな関係になってございます。

○柳原委員

わかりました。同じ会議に出るということはないということですね。

では、次ですが、資料6の67ページなのですが、認可外保育所の運営補助に要する経費なのですが、この経費は、何年か前に削減されたと思うのですが、この補助をもとに戻すためには、どれぐらいの予算があればいいかというのは、試算されていますでしょうか。

○小川こども福祉課長

平成19年度の決算ベースでの、この児童1人当たりという単位設定になっているものから、実際、21年度なりの中でこれだけあればというのはちょっと試算はしにくいかと思えます。これからの入る人数がどのくらいになるのかというのは、まだ不透明な部分がございます。平成19年度の決算ベースからいいますと、21万6,000円程度というふうに考えております。

○柳原委員

市内には市立の保育所と私立の保育所と、あと認可外の保育所とあるわけですが、市立と私立の認可保育所の場合ですと、保育料というのは市で決まっているわけですが、

ども、認可外の保育所の場合ですと、保育料金はかなり市でやっているものよりやはり高くなるを得ないということで、そういう公立の保育所に入れない方が、最後に頼るとい場合に、やはり今の経済情勢厳しい折に、少しでも家計を助けたいと思って、働きたいと思っても、まず子供を預けるところがないと働けないし、それで職を見つけるのも大変だということで、やはり保育所への補助というのは非常に重要な施策だと思しますので、ぜひこれはまた補助をもとに戻すことを検討していただきたいと、これは要望です。

#### ○藤原委員

事務事業評価の中から、17ページの、鉄道高架事業と、それから21ページの、区画整理事業、二つを抜き出して、一般財源の必要額を足すと、平成21年度が高架事業と区画整理事業で1億8,528万6,000円です。それから22年度は7億18万4,000円です。それから23年度は12億529万9,000円、「藤原委員、今の資料は」の声あり）行政評価の取り組みの17ページに、JR仙石線連続立体交差事業の一般財源の必要額が書いています。「今は1款から3款までなのですけれども」の声あり）でもこれはプロジェクトではないのですか。ああそうですか。わかりました。

それから、もう一つ、いいですか。No.6の23ページ、プロジェクト事業化に要する経費、学院大との協定はここでいいのですか。実は、私、ことし、工学部卒業30年なのです。それで、卒業してから初めて同級会をやることになりまして、先生方とちょっと接触する機会がふえているのですけれども、きのうお会いしたら、御迷惑をかけるかもしれないので、お名前は出せないのですが、工学部の移転の話はなくなっていないのだという話をされておりました。

どういことかといいますと、まず最初に移転するのは、学院大学の泉キャンパスを、教養部だけ残して、ほかは全部土樋に移転をすると。そして、不要になった泉キャンパスの土地を売却すると。その次に工学部に取りかかるのだというような話をされておりました。

それで、理事者の中には、工学部不要論も出ています。ただ、それについては、工学部をなくしたら、いわゆる総合大学ではなくなるので、それはまずいのではないかという意見もいろいろあるということですので、要するに、ちょっと先の、泉キャンパスが移転した後の話なのですが、学院大の工学部が移転する話はなくなっていないと。10年以上、20年未満ぐらいにどうもあるのではないかというような話をされていたのです。

それで、当時、一般質問でも取り上げたことがあるのですが、「いや、確かめたところ、そういう話はない」という答弁が当局からは返ってきています。

ですけれども、どうもいろいろ話を聞いていますと、そういうことなのです。

ですから、いろいろやはり情報を集めて、せつかく協定を結んだのですから、工学部は引き続き多賀城にいてくださいという話は、なお一層強くお願いをしていく必要があるというふうに思うのですけれども、その点について答弁をお願いします。

#### ○伊藤市長公室長

そういうふうな動きがあれば、こちらとしても、引き続き工学部に残ってほしい旨は、要望してまいりたいというふうに考えてございます。

#### ○藤原委員

それから、No.6の78ページ、生活保護費の件なのですが、行政評価で56ページで、右上の、事業を取り巻く環境変化に、「市民・議会の要望」というところがありまして、「生

活保護世帯は、この3年の間、約10%ずつの伸びを示していると。ケースワーカーの法定対応世帯数80世帯を超えないよう、体制の強化が求められる」ということで書いてあるのですが、こういうふうに書いているぐらいですから、現在はきちんと体制はとっているのだと思うのですが、その点をちょっと確認したいと思うのですがいかがですか。

○内海保健福祉部長

80世帯、法律の中にこのような形で書いてあるわけでございまして、今、5人のケースワーカーが対応していると。ですから、まあ掛け算をしますと400世帯、ただ、この状態には限りなく近づいてまいっております。（「体制はきちんととっているということでもいいのですね」の声あり）はい。

○佐藤委員

さまざま、市長の施政方針も含めて、前向きで、これからやるぞという意気込みのある予算が提案されているというわけなのでしょうけれども、施政方針で、一つ、私が一番気にかかったのは、今の経済をめぐる生活者の観点からの施策が1個もないなということがとても気になりました。

何かというと、細々とした職業相談室とか、あるいは高校生の救済の仕事とか、そういうことは雇用の対策としてありますけれども、実際、今生活をしている人たちの立場に立った施策がないということでは、これは一体、市長はどのような思いで施政方針を書いたのかというふうに思います。

施政方針の2ページに、「昨年暮れの派遣切りに代表される雇用不安の報道には胸が痛みます」という1行だけ、ということではちょっと、ことしからどんと押し寄せてくるであろう、暮らしを押しつぶしてくるような経済状況の中で、どういう姿勢でいくのかというふうに思ったのですが、まずお聞かせください。

○伊藤市長公室長

まず、その生活対策という面では、一つには、中小企業の経営の安定を図るための中小企業振興資金に係る融資限度額の引き上げであるとか、高校生の就職ができない方々の雇用であるとかといったような取り組みは、まず当初から予算化をして組んでおるといったところでございまして、そのほかの臨時雇用とか、それからふるさと雇用といったような施策も、国の2次補正が通りましたので、次の機会で臨時議会内で提案をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

それはわかっています。認識もしていますけれども、きのう、職業相談室にまたちょっとお邪魔してみました。そうしたら100人以上、前は100人ぐらいということでしたけれども、その前の日は110人ぐらい来ているとか、ふえているようでございます。

そういう中で、市は、多賀城で働いている人たち、あるいはその会社に勤めている人たちのところで、具体的に言うと、会社派遣切りでなくとも、いわゆる仕事を、職業をなくすような方たちが、今どの程度いるのかというところでの調査はしていらっしゃるでしょうか。（「佐藤委員、款外になってしまうので、もうちょっと絞り込んで」の声あり）いいです。わかりました。今調査していなくてもいいのです。

私が聞いたのは、一般質問で、下水道料の減免を市長にお願いしました。市長は、「冷たいようだけれども、できない」と、こういうお答えでしたけれども、その後にも、二つも三つもお話が飛び込んでくるのです。

例えば、全国展開している大きなスーパーがあります。そのスーパーで10年来魚屋さんで派遣で働いていた人が、57歳の男性ですけれども、働いていたのだけれども、派遣を切られたと。そして何をやられたかという、そのスーパーに直接雇用という形のアルバイト契約をさせられたのです。アルバイトで3カ月です。ですから、58歳になって、3カ月先はわからない、仕事があるかどうか、そういう状況だという話を訴えられました。それで、「どうしたらいいだろうか」という話なのですが、それはそれで相談にのりながら、その方は結局アパート住まいですから、3カ月先、「あなたはいいですよ」と言われたら、もうその先は預金を使い果たしたら行くところがないわけです。というような状況が、次々と二つも三つも飛び込んでくるわけです。

そういう方々が一体どのようにして生活をしていくのかというところでは、多賀城市だけで対応しろというのも酷な話ですけれども、国全体の問題として考えていかなければならないというのはわかりますけれども、そういうところで、今現在、実際応援できる施策は何かと考えたら、水道料金の減免、下水道料の減免とか、そういうところで、本当に小さく応援してあげることはできないのではないのかというふうに思うのです。しつこいようですけれども。

そういうところで、私の一般質問のときに、市は、どのぐらいかかるかというところを試算してみましたか。（「労働費、款外になってしまうので。あくまでも1款から3款までの内容で、市民相談とか生活保護とか、それに結びつけてください」の声あり）ではいいです。わかりました。では7款でもう一回言わせていただきます。

---

○森委員長

お諮りいたします。第1款から第3款までの質疑の途中ですが、本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす3月6日は午前10時から特別委員会を開きます。

本日はどうも御苦労さまでございました。

午後4時53分 延会

---

予算特別委員会

委員長 森 長一郎